



神奈川県社会福祉協議会 活動推進計画



令和3年度～令和5年度

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

は じ め に

私たちを取り巻く地域社会は、昨今、高齢化や人口減少が更に進み、地域・家庭をはじめとした生活領域における支え合いの基盤が弱まってきていると言われています。このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、誰もが役割を持ち、活躍できる、「地域共生社会の実現」という理念が国から示され、歩み始めています。

この理念は、これまで本会が取り組んできた地域福祉推進に向けた理念と本質的に同じであり、本会の役割は一層大きなものとなってきています。

そこで、本会では、平成28年度から令和2年度までの5カ年の取り組み成果を踏まえながら、改めて「地域共生社会の実現」に向け、また、社会福祉法に明文化されている県社協としての役割の更なる発揮に向けて、3カ年の「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画」を策定いたしました。

計画の基本理念に掲げております「住民参加と様々な主体の協働による誰もが尊重され安心して生活できる地域づくりの推進～地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進～」の実現に向け、会員の皆様をはじめ、公私の関係機関・団体、そして県民の皆様とともに本計画を進めてまいりたく存じます。

また、本会の事務局拠点としてきた県社会福祉会館と県民センターのうち、県社会福祉会館については、昭和45年来の建物であり、災害等への耐久性等の問題から、「神奈川県社会福祉センター」へ移転いたします。

これまで以上のご理解とご支援、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

会 長 篠 原 正 治

神奈川県社会福祉協議会 活動推進計画（令和3年度～令和5年度）

目 次

活動推進計画（令和3年度～令和5年度）の概要

第一章 計画の概要と構成	1
1 策定の趣旨	
2 計画の性格並びに期間	
3 基本理念	
4 基本目標	
5 計画推進の視点	
6 重点課題	
7 計画事業体系	
8 計画の進行管理	
9 より多くの機関・団体との協働	
10 事業体系図	
第二章 計画事業	11
基本目標Ⅰ 市町村域における包括的支援体制整備の推進	11
推進項目Ⅰ－1 総合的な相談支援の取り組みへの支援	
推進項目Ⅰ－2 権利擁護と地域で生活を支える事業への支援	
基本目標Ⅱ 多様な参加の機会と役割を生み出す地域づくり	18
推進項目Ⅱ－1 多様な主体をつなげる取り組みの推進	
基本目標Ⅲ 福祉サービスの質の向上にむけた取り組みの強化	20
推進項目Ⅲ－1 福祉従事者の職場環境づくりへの支援	
推進項目Ⅲ－2 福祉従事者等の専門性向上への取り組み	
推進項目Ⅲ－3 福祉人材の確保に向けた取り組み	
第三章 計画推進のための本会活動の基盤整備と強化	27
1 本会組織・活動基盤の強化	
2 共通課題の解決に向けた取り組み	
資料：用語説明	30
参考資料	
1 地域福祉をめぐる状況と課題	34
2 神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（平成28年度～令和2年度）の成果と課題	46
3 平成28年から令和2年までの制度動向並びに本会の主な取り組み	53
4 計画の策定体制と経過	56

活動推進計画（令和3年度～令和5年度）の概要

基本理念	基本目標	推進項目	重点課題	計画推進の視点	より多くの機関・団体との協働
住民参加と様々な主体の協働による誰もが尊重され安心して生活できる地域づくりの推進 （地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進）	I 市町村域における包括的支援体制整備の推進 住民が生活する地域を基盤として、社会的孤立の防止や生活課題の解決に向けた包括的支援体制を整備するために、市町村域において実施される重層的支援体制整備事業も視野に、本会会員をはじめとした様々な機関・団体の連携・協働を進めます II 多様な参加の機会と役割を生み出す地域づくり 住民の身近な圏域において、主体的に住民自身が地域課題を把握し参加しながら解決を試みることが出来る体制を目指し、「地域共生社会」の理念の理解促進や福祉への理解が進み、地域において誰もが多様性を理解し、様々な場面でつながり、地域福祉活動に参加できる環境を広げる取り組みを行います III 福祉サービスの質の向上にむけた取り組みの強化 一人ひとりの権利が護られ、安心して自立した生活を送ることができる質の高い福祉サービスの実現に向け、福祉従事者の確保・育成に向けた取り組みのほか、福祉施設・事業所が働きやすい職場環境となるよう取り組みを進めます	1 総合的な相談支援の取り組みへの支援 2 権利擁護と地域で生活を支える事業への支援	1 包括的支援体制構築のための総合的な相談支援の推進 市町村社協や福祉施設・事業所等との協働により、市町村域における総合的な相談支援の推進や相談に対応する人材を育成します。 総合的な相談支援の推進のため、本会会員間や本会で実施する事業間において、市町村の状況や課題等の情報把握・共有を強化し、それぞれの市町村の総合的な相談支援について、住民や関係者が行政等と協働して推進できるよう支援します 2 地域での活動の関係性を広げるコーディネートへの支援 地域における活動の活性化や新たな地域活動が創出され、多様な主体による地域づくりの取り組みが推進されるよう、活動と活動、活動と人とを効果的につなぐコーディネート機能の強化を図り、地域で関係性が広がるコーディネートへの支援を行います 3 多様な福祉人材が活躍する職場環境づくり 多様な福祉人材に向けて、法人・福祉施設・事業所自らが取り組む職員育成や働きやすい職場づくりが、より効果的なものとなるよう支援します	○様々な主体や事業実施から把握されるニーズや課題の分析に基づき、開拓的・創造的な視点で柔軟に、また、社会状況に応じて方法を工夫し取り組みます ○会員をはじめとした関係機関・団体等の様々な福祉活動や地域活動の主体に向けて、主体間の連絡調整を行い、公私協働を含めた連携・協働により取り組みます ○本会ならびに本会事業への理解促進に向けて、事業内容や成果をわかりやすく発信します	各地域で行われている高齢者、障害者等の当事者の困りごとへの対応や、住民が参加し一緒に取り組む地域課題の解決に向けて、本会は県域団体として、会員をはじめとした関係機関・団体などと共に活動してきました。 この生活課題等には、既存の制度・施策では対応できないものもありますが、その解決に向けて、制度・施策の構築を待たず、広く関係者との連携・協働により取り組みを推進していくことは、社会福祉協議会の重要な機能のひとつといえます。 また、福祉現場で直面する課題は、幅広い要素を合わせ持つことが多く、解決が困難な課題が増えています。本会は、現場で直面する課題を発信し、より多くの社会福祉関係者や関連領域の機関・団体と共有しながら、幅広い視点から協議・検討し、取り組みを進め、新たな活動の創出や制度・施策化を目指します。

計画の性格 本県における地域福祉の推進を目的とした計画であり、本会の協議体としての特性を活かし、会員をはじめ公私にわたる関係機関・団体と協働で推進する目標を描くとともに、計画的に事業を実施するための指標	本会活動の基盤整備と強化（①本会組織・活動基盤の強化、②共通課題の解決に向けた情報発信） 活動拠点の考え方 ○神奈川県社会福祉センター ①福祉関係団体の連絡調整・交流拠点 ②福祉・介護・保育人材の養成・育成拠点 ③情報発信の拠点 ④災害時における福祉的支援の民間拠点 ○かながわ県民センター 県民が福祉に関心を持ち行動へとつなげる拠点 ①ボランティア・市民活動、当事者活動の支援拠点 ②県民が来所相談・利用する拠点	事務局体制の見直し ○神奈川県社会福祉センター及びかながわ県民センターを拠点とする ○事業間連携や取り組みが効率よく実施でき、スケールメリットを活かした体制にする ○事業の「対象」「エリア」「役割」等に留意する	①本会組織・活動基盤の強化 ○組織基盤の強化 ○財源基盤の強化 ○事務局機能の強化 ○職員の専門性向上と働きがいのある職場づくり ○神奈川県社会福祉センターの管理・運営
--	---	--	---

第一章 計画の概要と構成

1 策定の趣旨

神奈川県社会福祉協議会（以下、本会）は、令和2年度までの計画期間中に「生活困窮や制度の狭間の課題を地域で支え合うための新たな協働の推進」「社会福祉事業等の担い手づくりの推進」「社会福祉の推進に向けた拠点の整備」を重点課題とし、会員をはじめとした関係機関・団体との協働による取り組みを推進し、一人ひとりが暮らしやすい地域づくりを進めてきました。

これらの取り組み成果を踏まえ、法律や制度の動きへ対応しながら、「県域・広域課題への対応」「市町村域等における地域福祉の展開の支援」「福祉従事者の確保・定着・育成」「社会福祉事業の経営に関する指導及び助言」「市町村社協の相互の連絡および事業の調整」「情報提供」などの本会の役割を発揮していきます。

令和2年度までの法律や制度の動きとしては、社会福祉法人の公益的取り組みや地域包括ケアシステム強化、生活困窮者自立支援法改正や子ども子育て支援法改正などが実施されてきました。

また、国は高齢者数がピークを迎える2040年に向け、社会保障の持続可能性を確保するための改革を進めています。この基本コンセプトとして「地域共生社会（※1）の実現」を掲げ、地域共生社会推進検討会による推進方策の検討のほか、令和2年6月には市町村の相談体制を強化する社会福祉法などの一括改正を行い、令和3年度からは、包括的支援体制（※2）の構築を目指した重層的支援体制整備事業が開始されます。

このような動きを背景に本会では、地域における住民の生活課題への対応について、地域共生社会へ向けた包括的支援体制の構築などに沿った取り組みを、多様な関係機関・団体の参加と協働により継続して行っています。

また、取り組みから見えてきた課題を社会に発信・提案していくとともに、新たに整備し今夏に竣工予定の「神奈川県社会福祉センター」の「福祉関係団体の連絡調整・交流拠点」「福祉・介護・保育人材の養成・育成拠点」「情報発信の拠点」「災害時における福祉的支援の民間拠点」の4つの機能を活かして、会員をはじめとした関係機関・団体との協働により地域福祉を推進できるよう、今後の目標と具体的な事業展開の指標として、本計画を策定します。

なお、各事業においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に十分配慮しながら「新しい生活様式」のもと、創意工夫しながら進めていきます。

2 計画の性格並びに期間

本計画は、本県における地域福祉の推進を目的に、本会の協議体としての特性を活かし、会員をはじめとする公私にわたる関係機関・団体と協働で推進する目標を描くとともに、計画的に事業を実施するための指標とします。また、その期間は令和3年度から令和5年度までとします。

※1「地域共生社会」：制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会をつくるという理念

※2「包括的支援体制」：地域共生社会の理念が実現するよう、地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境や身近な圏域で地域生活課題について、総合的に相談に応じ関係機関と調整を行う体制。複合化した地域生活課題を解決するため、この体制づくりについては、市町村が務めることと社会福祉法により規定された。

住民参加と様々な主体の協働による

誰もが尊重され安心して生活できる地域づくりの推進 ～地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進～

人口の減少、少子高齢化の進展による稼働可能年齢層の減少や家族機能の変化の中、生活困窮や社会的孤立等の複合的な生活課題を抱える世帯が増加しています。また、近隣住民の付き合いの希薄化などにより地域の支え合いの基盤が弱まり、生活に困難があっても誰にも相談できないなど、課題が深刻化する状況となっています。こうした中、国は高齢者数がピークを迎える2040年を見据え、「地域共生社会」の理念を提案し、改革を進めています。

社会福祉協議会では、「住民参加と様々な主体の協働」を命題に地域福祉の推進に取り組み、神奈川では、「ともに生きる」の理念を踏まえ、全ての住民が主体的に生活できることを目指し、会員をはじめとした関係機関・団体とともに取り組んできました。これらの取り組みは、国の進める地域共生社会の理念に沿ったものと考えます。

本会では、この考え方を継承し、「住民参加と様々な主体の協働による誰もが尊重され安心して生活できる地域づくりの推進」を基本理念に、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進します。住民参加の考え方のもと、住民が地域の中で様々な形で活動に参加し、また市民活動グループ、NPO法人、社会福祉法人や社会福祉協議会など様々な主体が協働し、地域に暮らす誰もが孤立することなく尊重され、人と人とが関係を結び、自分らしく生きることが出来る場や機会のある地域づくりを目指し、市町村域における地域福祉の展開支援や広域課題に対応します。本計画は、その内容を示すものであり、開拓的、創造的な視点で事業に取り組みます。

令和2年には新型コロナウイルス感染症が広がり、住民生活に多大な影響を与え、様々な生活課題が顕在化し、福祉サービスの提供や地域活動において、新たな対応が求められました。本会でも、地域での相談しやすい体制づくりや支え合いの地域づくりへ向け、社会状況に応じ柔軟に取り組んでいきます。

4 基本目標

基本理念を具現化するため、3つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 市町村域における包括的支援体制整備の推進

○基本目標Ⅰの目指すもの

住民が生活する地域を基盤として、社会的孤立の防止や生活課題の解決に向けた包括的支援体制を整備するために、市町村域において実施される重層的支援体制整備事業も視野に、本会会員をはじめとした様々な機関・団体の連携・協働を進めます。

○本県の状況

人口の減少、少子高齢化の進展などの社会状況は本県でも顕著に表れています。2020年の人口920万人（4月1日現在）に対し、将来推計人口は2025年に約900万人、2030年に890万人（※1）、その後も減少する見込みです。その一方で、単独世帯、高齢者世帯、ひとり親と子の世帯の増加等による家族機能の低下や、近隣住民の付き合いの希薄化などによる地域での支え合いの基盤が弱まることが推測されます。

本県の生活保護世帯は年々増加し、生活福祉資金の教育支援資金の貸付件数や生活困窮者自立支援制度の新規相談件数も増加傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化により、生活福祉資金の緊急小口資金、総合支援資金は、特例貸付が設けられ、借受世帯が増加しました。

○本会事業から把握されていること

市町村域では、日常生活自立支援事業などのサービス利用者との関わりを通して把握された複合的な課題に対して、市町村社協が中心となり関係機関や行政と連携しながら支援にあたっています。

また、経済的な困窮世帯に対しては、生活福祉資金制度を通じた貸付と相談支援による生活の立て直しと自立に向けた支援を行ってきました。加えて、平成27年度から生活困窮者自立支援事業を開始し、相談から複合的な生活課題を抱える世帯の存在が明らかになるとともに、支援団体が各地域に広がり、社協を含めたネットワークによる支援が行われていることが把握されています。

様々な住民の生活課題等への対応には、単独の事業や団体では対応が困難です。そうした中、国の「多機関の協働による包括的支援体制構築事業（※2）」のモデル事業等を実施して包括的支援体制の構築を進めている市や市社協の取り組みについて、県内に広めていく必要があります。

包括的支援体制の推進主体は各市町村であり、市町村によって包括的支援体制の展開方策に違いが出るのが予測され、本会にはそのことを踏まえながら取り組みを進めることが求められます。

※1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」より。

※2 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」：国が地域共生社会の実現に向け、複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度の相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築することを目的に実施。

基本目標Ⅱ 多様な参加の機会と役割を生み出す地域づくり

○基本目標Ⅱの目指すもの

住民の身近な圏域において、主体的に住民自身が地域課題を把握し参加しながら解決を試みることができる体制を目指し、「地域共生社会」の理念の理解促進や福祉への理解が進み、地域において誰もが多様性を理解し、様々な場面でつながり、地域福祉活動に参加できる環境を広げる取り組みを行います。

○本県の状況

県民ニーズ調査（※1）では、「貧困など困難な環境にある子どもを身近な地域で支援する活動」について「活動する予定」「興味を持っている」等の回答が26.5%であり、「活動を行うことや協力することは難しい」の22.4%を上回っています。また、「長い人生を充実させるため、地域コミュニティなど、地域社会との関わりを大切にしている」との回答が、2018年は48.8%、2019年は67.8%と年々増加しており、地域との関わりを大切にする住民意識の高まりが表れています。

また、全国的に子ども食堂の数が増加しており、本県でも2018年の169カ所（※2）から2019年の253カ所と増加し、小学校区における子ども食堂の充足率は全国で8番目となっています。その担い手の多くは住民によるボランティアです。

一方、県内のNPO法人の認証数は高止まりの状況となっており、これらのことから、住民による地域福祉活動の活発化や担い手の増加、関心の高まりが読み取れます。

○本会事業から把握されていること

本県は外国籍県民が多く、外国にルーツをもつ子どもたちを対象とした学習支援などの居場所では、子どもたちの抱える貧困など困難な課題の大きさが把握され、外国籍県民を支える活動が活発化・多様化しています。さらに外国籍県民の高齢化など、様々な課題に対応することが必要となっています。

セルフヘルプ・グループの活動では、本会が協働し活動の促進を行ってきましたが、活動内容が多様化しており、“自助”が主目的のグループや情報発信・課題共有に力を入れているグループなど、グループの特徴を踏まえた支援や協働のネットワークが必要とされています。

また、地域では、市町村社協や民生委員児童委員、市民活動団体など様々な主体による、子どもから高齢者まで幅広い人を対象とした地域サロンなどの居場所づくりの取り組みが実施され、世代間交流やちょっとした困りごとを相談する場としても機能し、この数年間で居場所の数や活動の対象者も広がってきています。

災害時支援への取り組みでは、大規模災害時発生時に設置される災害ボランティアセンターにおいて、被災地の社協と住民組織、ボランティアが協力して、住民の生活ニーズに対応した支援活動を展開しています。

※1 神奈川県「平成30年度県民ニーズ調査（平成31年3月）」「令和元年度県民ニーズ調査（令和2年3月）」より。

※2 （N）全国こども食堂支援センター・むすびえ調査（2019年6月）より。

基本目標Ⅲ 福祉サービスの質の向上にむけた取り組みの強化

○基本目標Ⅲで目指すこと

一人ひとりの権利が護られ、安心して自立した生活を送ることができる質の高い福祉サービスの実現に向け、福祉従事者の確保・育成に向けた取り組みのほか、福祉施設・事業所が働きやすい職場環境となるよう取り組みを進めます。

○本県の状況

福祉サービスの質の向上へむけた人材の確保・定着・育成は、重要な課題となっています。介護人材については、介護職員として働く人の数は、2020年には約5千人が不足し、2025年には約2.5万人の介護職員の不足が予測されています（※1）。保育関係では、本県の2020年4月の待機児童数は496人（※2）となっています。一方、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少し、高齢者人口が全人口に占める割合の増加と担い手不足が予測されています。

福祉施設・事業所などの福祉現場では、無資格・未経験者や他業種からの転職者、育児などにより就労を中断していた女性、高齢者、外国人介護人材など、幅広い年齢層と様々な背景を持つ人の参加が進んでいます。

福祉サービス利用者の抱える課題が複合化している状況の中、利用者本人の要望や特性にあったきめ細かなサービス提供が求められています。

○本会事業から把握されていること

福祉事業従事者の確保に向けて、各種セミナーや個別相談の取り組みを連携し、学びから就労へと継続した就労支援の取り組みや、市町村社協や職能団体との協働事業による養成研修を地域で展開しています。福祉従事者の意向では、「職住接近」の状況がより強くなってきており、地域展開の事業と県域の福祉人材センターでの機能を連携した取り組みが一層求められています。

施設長・トップマネジャー対象の研修では、「即戦力になれる人材確保が難しく、採用後の人材育成が重要」「短期間で退職する職員も多く、モチベーションの維持・向上が課題」などの受講動機があり、施設・事業者における職員育成の取り組みが重要になっています。一方で、離職する職員は入職後3年未満が多く、長く働き続けられる職場環境づくりが一層必要となっています。

福祉従事者に向けた研修は、県域だけではなく市町村社協等との協働により地域でも開催し、より職場の近くで受講できる取り組みを行ってきました。なお、小規模事業所など職員の研修派遣が難しい事業所でも研修受講ができる環境づくりとして、eラーニングなどの複数の手法による研修が新型コロナウイルス感染予防対策とも相まって取り組みを進めています。

第三者評価推進機構では、第三者評価によって、日常業務の振り返りと課題解決に向けたきっかけづくりから福祉サービスの質の向上を目指す取り組みを実施しています。受審事業者からは、事業者自身では気づかなかった課題が明らかになり、評価結果は「職員の意識向上・意識改革」「利用者意向の反映」等に活用しているとの声が聞かれています。

苦情相談の状況では、社会福祉法人以外の主体による事業者への苦情が多く寄せられ、小規模な事業者では、研修等へ参加できる環境が確保されていない場合もみられます。

政策提言活動では、質の高い福祉サービスの実現に向けた担い手の確保・定着・育成について、課題把握調査を実施し、確保・定着・育成の好循環に向けて社会福祉法人・施設、関係者が取り組むこと、国・県等への要望を整理し取りまとめています。

※1 厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる受給推計（確定値）について」（平成27年6月）より。

※2 神奈川県「保育所等利用待機児童数の状況について」（令和2年6月）より。

※1・2ともに政令市を含んだ数

5 計画推進の視点

次の視点により計画を推進します。

- 様々な主体や事業実施から把握されるニーズや課題の分析に基づき、開拓的・創造的な視点で柔軟に、また社会状況に応じて方法を工夫し取り組みます。
- 会員をはじめとした関係機関・団体等の様々な福祉活動や地域活動の主体に向けて、主体間の連絡調整を行い、公私協働を含めた連携・協働により取り組みを進めます。
- 本会並びに本会事業への理解促進に向けて、事業内容や成果をわかりやすく発信します。

6 重点課題

各基本目標の達成に向け、本計画期間の3年間に会員をはじめ関係者とともに重点的に取り組む「重点課題」を設定し、課題に対応する本会事業間の連携を図ります。

重点課題Ⅰ 包括的支援体制構築のための総合的な相談支援の推進

（基本目標Ⅰ 市町村域における包括的支援体制整備の推進）

市町村社協や福祉施設・事業所等との協働により、市町村域における総合的な相談支援の推進や相談に対応する人材を育成します。

総合的な相談支援の推進のため、本会会員間や本会で実施する事業間において、市町村の状況や課題等の情報把握・共有を強化し、それぞれの市町村の総合的な相談支援について、住民や関係者が行政等と協働して推進できるよう支援します。

重点課題Ⅱ 地域での活動の関係性を広げるコーディネートへの支援

（基本目標Ⅱ 多様な参加の機会と役割を生み出す地域づくり）

地域における活動の活性化や新たな地域活動が創出され、多様な主体による地域づくりの取り組みが推進されるよう、活動と活動、活動と人とを効果的につなぐコーディネート機能の強化を図り、地域で関係性が広がるコーディネートへの支援を行います。

重点課題Ⅲ 多様な福祉人材が活躍する職場環境づくり

（基本目標Ⅲ 福祉サービスの質の向上にむけた取り組みの強化）

多様な福祉人材に向けて、法人・福祉施設・事業所自らが取り組む職員育成や働きやすい職場づくりが、より効果的なものとなるよう支援します。

7 計画事業体系

I～Ⅲの基本目標の達成に向け、次の推進項目を位置付けます。

基本目標Ⅰ 市町村域における包括的支援体制整備の推進

推進項目Ⅰ－１ 総合的な相談支援の取り組みへの支援

- 本会事業から把握している市町村域の情報を集約し、それぞれの市町村の現状や課題の把握と共有を市町村社協や社会福祉法人等と行うことにより、総合的な相談支援を推進します。
- 総合的な相談支援を担う人材育成に向けて、相談を包括的に受け止める支援や、個別の相談から発信された生活課題をもとに地域づくりへと展開し、住民が地域の中で孤立することなく支えられる地域づくりを支援する人材を育成します。
- 総合的な相談支援の推進のため、会員をはじめとした関係機関・団体の協議の場を充実します。

推進項目Ⅰ－２ 権利擁護と地域で生活を支える事業への支援

- 行政や社協、社会福祉法人等の関係機関との協働により、地域における権利擁護と生活を支える事業に取り組みます。
- 地域の相談支援機能を高める取り組みや地域における社会資源開発も視野に、市町村社協や民生委員児童委員、社会福祉法人等との協働を進めます。

基本目標Ⅱ 多様な参加の機会と役割を生み出す地域づくり

推進項目Ⅱ－１ 多様な主体をつなげる取り組みの推進

- 多様な地域福祉活動の主体がつながり、活動の活性化や新しい活動の創出を目指し、主体同士をコーディネート等をする人材を育成します。
- 助成金などによる地域の活動や当事者活動への支援により、活動の促進や幅広い世代や立場を超えた参加を促進します。
- 新しい課題や市町村域で対応が難しい課題に対し、課題把握や情報発信、事業の企画につながるなど県域の機能を充実します。
- ボランティア、行政、社協等と災害時にも生きるつながりを日頃からつくります。

基本目標Ⅲ 福祉サービスの質の向上にむけた取り組みの強化

推進項目Ⅲ－１ 福祉従事者の職場環境づくりへの支援

- 働き方改革を踏まえた職員の定着促進に向けた研修の実施や本会会員の自主的な取り組みを推進します。
- 規定されている福祉サービスだけではなく、法人等による地域貢献の取り組みを推進し、従事者の意識啓発と魅力的な職場づくりを支援します。

推進項目Ⅲ－２ 福祉従事者の専門性向上への取り組み

- 福祉・介護の専門職として知識・技術を高めるため、キャリアパスに対応した研修および階層別・職務別の幅広い視点から研修を実施し、福祉従事者の専門性の向上を図ります。
- 福祉サービスの質の向上を目指し、資格取得に必要な知識や技術をはじめ、対人援助における倫理や専門性を高めるために支援します。
- 各法人・施設・事業所における職員育成の取り組みを支援します。

推進項目Ⅲ－３ 福祉人材の確保に向けた取り組み

- 福祉・介護や保育など、急増するニーズに法人・施設が対応できるよう、福祉サービスを提供する人材確保に向けた取り組みを進めます。
- 福祉・介護に参入する多様な人材の広がりに応じ、様々な年代やキャリアの人への情報提供体制等を強化します。

8 計画の進行管理

本計画の着実な推進に向け、事業評価を行うとともに、計画推進委員会を設置し進行管理を行います。

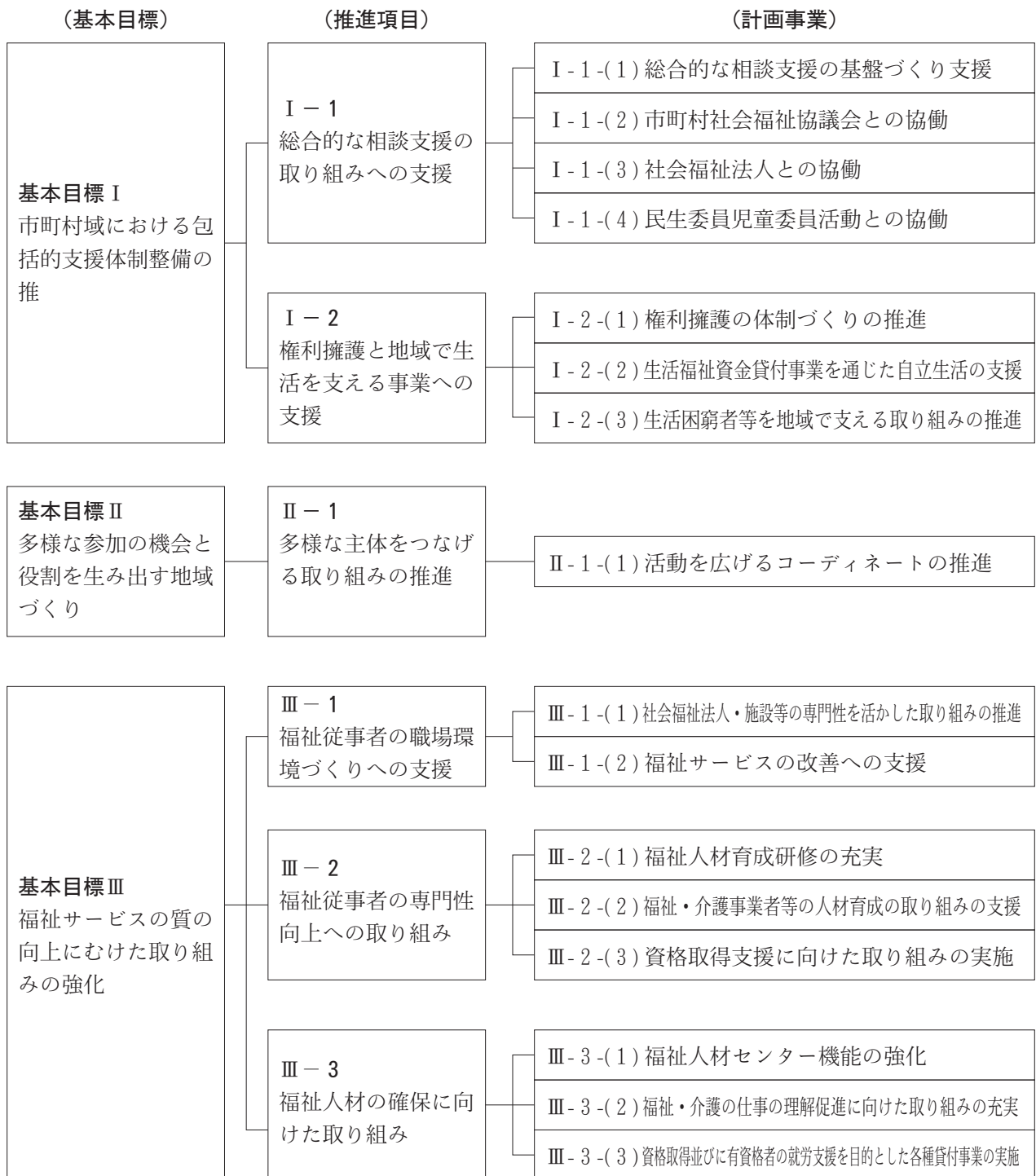
9 より多くの機関・団体との協働

各地域で行われている高齢者、障害者等の当事者の困りごとへの対応や、住民が参加し一緒に取り組む地域課題の解決に向けて、本会は県域団体として、会員をはじめとした関係機関・団体などと共に活動してきました。

この生活課題等には、既存の制度・施策では対応できないものもありますが、その解決に向けて、制度・施策の構築を待たず、広く関係者との連携・協働により取り組みを推進していくことは、社会福祉協議会の重要な機能のひとつといえます。

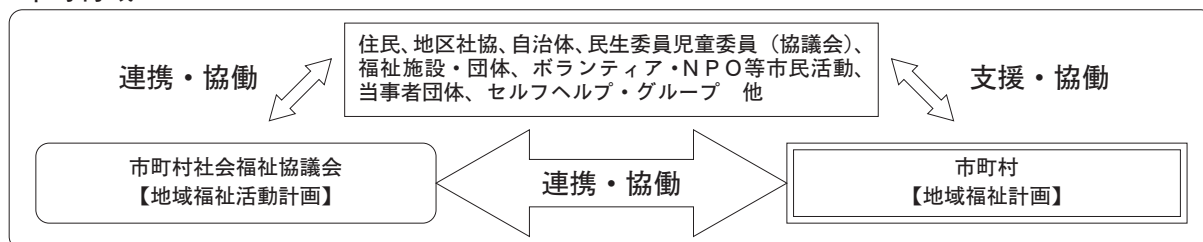
また、福祉現場で直面する課題は、幅広い要素を合わせ持つことが多く、解決が困難な課題が増えています。本会は、現場で直面する課題を発信し、より多くの社会福祉関係者や関連領域の機関・団体と共有しながら、幅広い視点から協議・検討し取り組みを進め、新たな活動の創出や制度・施策化を目指します。

10 事業体系図

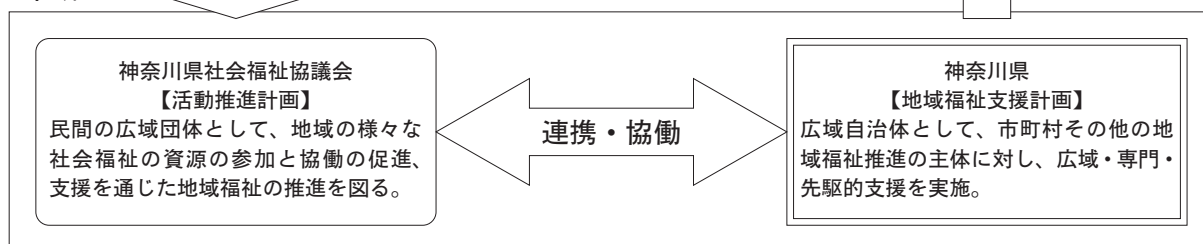


【図】神奈川県社会福祉協議会活動推進計画と各地域福祉計画の関係

市町村域



県域



● 本会の活動推進計画は、県地域福祉支援計画との連携・協働により取り組みを進めます。

● なお、各市町村社協の地域福祉活動計画は、住民の主体的な活動を基本に、当該市町村の地域福祉計画と連携し、地域の福祉課題の解決に取り組む計画であり、本会は地域福祉活動計画の推進を支援します。

参考：都道府県社協の機能

① 社会福祉事業・活動の連絡調整、支援

社会福祉を目的とする事業にかかわる組織・個人の諸活動の連絡調整、支援を行う。また協働を促進する。

② 住民の福祉活動への参加促進

広域的（都道府県段階等）に対応することが必要な、福祉活動への参加促進を行う。その基盤となる啓発活動（福祉教育）を推進する。

③ 福祉人材の確保・養成

福祉の仕事を担当する人材の確保・養成、地域福祉活動を支える住民・ボランティアの発掘・養成を行う。

④ 福祉サービスの質の向上、利用援助・権利擁護の推進

福祉サービスの質の向上と適切な利用を推進するために、社会福祉法人・福祉施設、福祉サービス事業所への働きかけ、また、要援助者に対しては福祉サービスの利用援助・権利擁護を行う。

⑤ 福祉サービスの企画・実施

広域的（都道府県段階等）に対応することが必要な、福祉サービスの企画・実施を行う。

⑥ 上記の各機能を発揮するため、情報収集・提供、広報、調査・研究、政策提言・ソーシャルアクションを行う。

（出典：「都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針」全国社会福祉協議会 平成24年11月）

第二章 計画事業

基本目標Ⅰ 市町村域における包括的支援体制整備の推進

推進項目Ⅰ－１ 総合的な相談支援の取り組みへの支援

▶計画事業Ⅰ－１－(1) 総合的な相談支援の基盤づくり支援

市町村域の現状・課題を把握し、集約した情報を生かして、相談支援を担う人材の育成や相談支援機関等相互のネットワーク形成を促進し、市町村域の包括的な支援体制にむけた総合的な相談支援を進めます。

実施事業	主な取り組み項目	目標（指針や指標）
① 市町村域の現況把握と課題共有の充実 県内市町村の現況を把握し、各市町村域が抱える固有の課題への解決に対する取り組みが促進されるよう、ニーズに応じた情報提供や個別支援を行います。	(ア)市町村社協現況・課題調査の実施	○市町村域の現況を把握し、社協と行政、福祉施設他関係機関・団体と課題が共有される《指標》 ○市町村社協現況調査、行政・社協連絡会議の開催（毎年）、市町村社協への個別支援
	(イ)市町村域の情報集約と課題共有	
② 総合的な相談支援を担う人材の確保・育成 制度の狭間の問題や多様で複合的な課題を抱えた個人・世帯、地域からの相談をまるごと受け止め、ネットワーク形成や連携、協働促進の視点から総合的な相談支援を実践できる人材の育成を図ります。	(ア)市町村社協職員の育成の充実	○制度の枠にとらわれず相談者のニーズを総合的に捉え支援を行う人材が育成され、併せて支援を実践可能とする組織体制がつくられる。《指標》 ○市町村社協課題別研修（３年継続、一部は適宜内容更新）
	(イ)民生委員児童委員のなり手確保に向けた環境づくり	
③ 相談支援推進ネットワーク形成の促進 多様で複合的な課題に対応していくため、各種相談支援機関と福祉課題の共有化をすすめ、課題解決の取り組みのためのネットワーク形成を促進します。	(ア)市町村社協による総合相談の取り組みの推進	○個の課題を地域の課題として捉えるよう支援することを通じて、住民の参加と協働による支え合いの地域づくりが進む。《指標》 ○市町村社協への支援（スーパーバイズ）、モデル的取り組みの普及 ○正会員を対象とした各種会議、研修の実施（毎年）、部会・協議会との協働的取り組みに向けた調整（３年間）
	(イ)ネットワーク形成にむけた関係機関の情報共有	

▶計画事業Ⅰ－１－(2) 市町村社会福祉協議会との協働

地域共生社会実現の推進に向け、市町村社協を軸に、県や市町村行政、さらには多様な主体との連携・協働により住民の生活の場である身近な圏域における住民活動や地域の支え合い活動を起点にしながら、地域福祉の推進を図ります。併せてそのために必要となる市町村社協組織の運営基盤強化や職員の専門性向上の取り組みを推進します。

実施事業	主な取り組み項目	目標（指針や指標）
① 市町村社協部会事業の実施 地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築に向け、市町村域の地域福祉活動の中核である市町村社協の事業の充実や人材育成等組織運営基盤の強化を図り、地域福祉活動の活性化を促進します。	(ア)かながわの社協指針2020推進にむけたプロジェクトの実施	○本会市町村社協部会作成による、神奈川県における今後の社協の取り組み指針となる「かながわの社協指針2020」をもとに、特に包括的支援体制構築に向けた社協の総合相談の実践が促進される。 《指標》 ○階層及び課題別による協議（プロジェクト）・研修会の実施、ブロック連絡会等との協働、支援（毎年）
	(イ)階層別・課題別の協議・研修等の実施	
	(ウ)市町村社協との協働によるモデル的取り組みの実践と普及	
	(エ)ブロック別社協連絡協議会（県内4ブロック）との協働	
② 行政や多様な主体との連携による地域福祉推進実践への支援 地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携を促進し、地域住民・関係機関・団体の連携・協働による地域福祉推進実践が促進されるよう、取り組みます。	(ア)行政と社協の連携・協働促進にむけた連絡会、研修会の実施	○市町村行政、社協等の連携促進に取り組み、地域福祉（活動）計画に基づく住民主体による多様な関係団体との協働による地域福祉活動が推進される。 《指標》 ○行政・社協地域福祉担当連絡会（1回／年）、課題別研修会（適宜）
	(イ)市町村社協への支援	

▶計画事業Ⅰ－１－(3) 社会福祉法人との協働

地域共生社会の実現に向け、民間社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人が、その公益性に基づいた事業を積極的に展開することにより、地域における総合的な相談支援の一翼を担うための取り組みを推進します。

実施事業	主な取り組み項目	目標（指針や指標）
① 経営者部会事業の実施 【計画事業Ⅲ-1-(1)-②再掲】		
② かながわライフサポート事業の実施 既存の制度や施策、サービスでは対応出来ない生活上の困難に直面している困窮者等への相談支援や新たなサービスの創造を、社会福祉法人等との連携により取り組みます。	(ア)相談支援の実施	○本会の部会間協働等による個別支援をもとに新たな福祉的ニーズに即応性を持って対応できる組織横断的事业として実施することにより、地域における支援体制が充実する。 ○ライフサポート事業や困窮事業での住民からの相談、権利擁護や日常生活自立支援事業実施から把握される新たな福祉的ニーズに対して、「オール神奈川」の発想を持ち対応していくことで、新たな事業（サービス）の創造や具体性を持った政策提言へつながる。
	(イ)事業運営・基金管理等各種委員会の実施	
	(ウ)ライフサポート事業コミュニティソーシャルワーカー・ライフサポーター養成	
	(エ)組織横断的支援困難事例共有	

▶計画事業Ⅰ－１－(4) 民生委員児童委員活動との協働

地域共生社会の実現という理念のもと、民生委員児童委員がこれまで培ってきた身近な地域での「住民目線」での相談支援活動を、他の関係機関・団体とより円滑に連携・協働して推進することができるよう、研修機会の提供や必要な情報支援を行うとともに、必要に応じて市町村域における包括的支援体制整備の推進に向けたオール神奈川の協議の場を提供します。

実施事業	主な取り組み項目	目標（指針や指標）
① 民生委員児童委員研修の実施 民生委員児童委員が、その役割や活動への理解を深め、円滑な民生委員児童委員協議会運営のための基礎知識や、相談支援に必要な知識・技術等を体系的に習得することで資質向上を図ります。併せて、地域共生社会のあり方や包括的支援体制整備に向けて必要な情報提供を行い、民生委員児童委員の役割理解の促進を図ります。	(ア) 新任民生委員児童委員研修	○各市町村における包括的支援体制のなかで、民生委員児童委員がこれまで培ってきた「住民目線」の活動をより円滑かつ効果的に遂行できる。 ○一斉改選を行う３年を１クールとして段階的な研修を実施することで民生委員児童委員の資質が向上する。 《指標》 ○新任民生委員児童委員研修１回／年、リーダー研修３回／年、テーマ別研修４回／年
	(イ) リーダー研修	
	(ウ) テーマ別研修	
② 民生委員児童委員部会事業の実施 地域共生社会の実現に向けて民生委員児童委員活動への期待がさらに高まるなか、「なり手」確保を共通課題とし、重層的なPR活動の継続と必要な情報収集、及び関係機関・団体に提言を行います。その他共通する課題については、県・政令市民児協相互の協議を充実し、必要に応じて本会会員同士の協議の場を設けることで、解決に向けた対策を検討します。また、本会会員である民生委員児童委員の意見具申の機能を促進するため、計画的な意見収集の仕組みについて検討します。	(ア) 民生委員児童委員部会委員会	○民生委員児童委員が本会機能を有効活用し、必要なPR活動、情報収集、提言活動を十分に実施し、「なり手」確保に対する具体的な対策が確認できることで、安定した継続的な民生委員児童委員活動が各地区で展開できるようになる。
	(イ) 民生委員児童委員協議会への活動助成	
	(ウ) 民生委員児童委員活動推進会議の開催	
	(エ) 地区民児協実践交流集会の実施助成	
③ 神奈川県民生委員児童委員協議会への協力 民生委員児童委員活動にとって、地区民児協、地区社協、市町村社協との連携は活動の基盤であり、相互の現状把握と課題の共有化が必要です。県民児協の調査活動等への助言、協力を行うとともに、情報の共有化を図ります。	(ア) 組織の運営支援	○本会の広域的な見地からの助言や情報提供等により、民生委員児童委員活動の広がりや関係機関・団体等との連携促進などが期待できる。その中で、地域の実情や新たな生活課題を発見することにつながる。
	(イ) 情報提供の充実	

推進項目Ⅰ－２ 権利擁護と地域で生活を支える事業への支援

▶計画事業Ⅰ－２－(1) 権利擁護の体制づくりの推進

高齢や障害により判断能力が十分でない方でも地域の中で安心して暮らせるよう、地域の権利擁護の体制づくりを進めます。

実施事業	主な取り組み項目	目標（指針や指標）
① 権利擁護推進事業の実施 高齢者や障害者が最後まで自分らしく地域で安心して暮らすための、切れ目のない支援の仕組みを作ります	(ア)権利擁護ネットワーク形成支援	○権利擁護ネットワークや日常生活自立支援事業・成年後見制度を通して見えてきた狭間の課題に対する新たな仕組みの検討と地域との協働が実践される。 《指標》 ○新たな仕組みをモデル的に展開する社協・市町村・団体等（1カ所）
	(イ)身元保証・終活支援の普及	
② 日常生活自立支援事業の実施 判断能力が十分でない高齢者や障害者が安心して暮らすための福祉サービスの利用援助事業により、地域で安心して暮らし続けることを支えます。	(ア)福祉サービス利用援助事業	○金銭管理を中心とした日常生活の支援により住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。 ○成年後見制度と本事業との連携により、切れ目のない支援を受けることができる。 ○本事業から把握される課題に対して地域支援につなげる総合相談への取り組みが推進される。 《指標》 ○潜在的利用ニーズの掘り起こしによる利用者10%増
	(イ)日常生活自立支援事業の理解促進	
	(ウ)専門員・生活支援員の資質向上への取り組み	
③ 成年後見制度の推進 本人の意思決定支援に向けた成年後見制度利用を推進します。	(ア)成年後見制度相談	○本人が自分らしく生きるための手段として、後見制度が利用しやすくなる。 ○権利擁護支援における地域の担い手が養成される。 《指標》 ○市町村社協における法人後見の実施（25カ所） ○市社協における市民後見人養成の取り組み（16カ所）
	(イ)成年後見制度利用促進	
	(ウ)市町村社協等の法人後見受任支援	
	(エ)市民後見人養成支援	
④ 運営適正化委員会事業の実施 【計画事業Ⅲ-1-(2)-④再掲】		

▶計画事業Ⅰ－２－(2) 生活福祉資金貸付事業を通じた自立生活の支援

生活福祉資金貸付事業を必要とする借受世帯や相談世帯の自立支援が効果的に機能するよう事業の適切な実施を図るとともに、市区町村社協や民生委員・関係機関とも連携し、地域の相談支援機能を高める取り組みを推進します。

実施事業	主な取り組み項目	目標（指針や指標）
① 生活福祉資金貸付事業の実施 低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済自立及び生活意欲の助長や社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう支援します。	(ア)生活福祉資金貸付の実施	○生活福祉資金貸付事業を円滑かつ適切に実施するとともに、生活困窮者自立支援制度関連事業と連携することで、低所得世帯の自立に向けた支援が充実される。 ○相談や貸付を通して、低所得世帯の生活上のニーズが把握され、各市区町村域における関係機関との連携により支援が充実される。 ○市区町村社協の担当職員及び相談員の事業の理解と専門性が向上される。
	(イ)関係機関との連携体制の構築	
	(ウ)担当職員・相談員への研修	
	(エ)事例検討会・情報交換会の実施	
	(オ)事業実施体制の確保	
② 生活福祉資金償還強化促進事業の実施 償還率向上を含む債権管理及び借受世帯への支援体制の強化を図ります。	(ア)訪問等による積極的世帯状況把握	○償還完了までの継続的なかわり、各世帯の状況に応じた償還や課題の解決に向けた情報提供等、関連事業・相談支援機関との連携による支援が行われ、世帯の生活・自立が促進される。
	(イ)中長期滞納予防策の検討・実施	
	(ウ)負担軽減措置の活用による債権整理	
	(エ)償還体制整備・確立	

▶計画事業Ⅰ－２－(3) 生活困窮者等を地域で支える取り組みの推進

生活困窮者等の生活支援、個々人のニーズを充足させることに留まらず、その個人が生活している地域の社会資源、地域住民など様々な要素に目を向け、地域としての取り組みに結び付けていけるよう働きかけを行います。

実施事業	主な取り組み項目	目標（指針や指標）
① 生活困窮者自立相談支援事業（町村部）の実施 生活困窮者及びその家族等からの相談に応じ、適切にアセスメントを行い必要な支援の提供につなげていきます。また、関係機関とのネットワークづくりと地域が必要とする社会資源の開発等に取り組めます。	(ア)自立相談支援	○町村部に一次相談窓口が開設される。地域のネットワークを構築し包括的・継続的な支援を展開し、その人なりの自立に向けた支援が行われる。 ○身近な地域の中で本人に寄り添いながらより丁寧な伴走支援が行え、複合的な課題を多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制が作られる。また、地域に不足する社会資源が開発される。
	(イ)住居確保給付金の受付	
	(ウ)町村への一次相談窓口設置支援	
	(エ)支援会議への参画	
② かながわライフサポート事業の実施 【計画事業Ⅰ-1-(3)-②再掲】		
③ 地域生活の基盤強化に向けた各種貸付の実施 児童養護施設等退所者等の円滑な地域生活移行やひとり親家庭などの自立生活の促進に向け、経済的な生活基盤の強化につながるよう、関係機関と連携しながら生活支援や資格取得、就労促進のための貸付を行います。	(ア)児童養護施設等退所者等自立支援資金	○アフターケア事業との両輪の支援をより充足させていく事で、経済的な生活基盤の強化につなげ、自立生活が促進される。また、他制度である社会的養護自立支援制度との連携の円滑性も含め調整を図り、効果的な支援が展開される。 ○高等職業訓練給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、必要な制度周知と利用により、自立生活が促進される。
	(イ)ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施	

基本目標Ⅱ

多様な参加の機会と役割を生み出す地域づくり

推進項目Ⅱ－１ 多様な主体をつなげる取り組みの推進

▶計画事業Ⅱ－１－(1) 活動を広げるコーディネート推進

地域共生社会の実現には、身近な圏域の課題を意識した人たちが地域福祉活動を理解し、主体的に活動に参加することが期待されます。多様な主体の参加による地域づくりが進むよう、活動への理解と活性化、新たな活動・つながりの創出に向け、「課題」「人」「活動」を「コーディネートする」ための啓発や人材育成、ボランティアや当事者、関係者等の活動を支援します。

実施事業	主な取り組み項目	目標（指針や指標）
① 当事者活動・ボランティア活動の支援 当事者活動（セルフヘルプ活動）、ボランティア活動への関わり合いを通じ、当事者、ボランティアがもつ「力」を引き出し、専門職（機関）等が協働し、「地域共生社会の実現」に向けた「多様なネットワークづくり」を推進します。 また、世代を越え思いやりや助け合いの心が育まれるよう、地域福祉推進のための啓発に取り組みます。 運営計画の策定による県域のボランティアセンターの機能強化を図り、多様な住民同士が地域の課題に対し、主体的に解決に向けた活動に参加する地域共生社会づくりの促進に取り組みます。	(ア)ボランティアセンター運営委員会の設置	○相談・交流の場づくり・市町村社協ボランティアセンターとの情報交換、課題共有等に取り組み、セルフヘルプ・ボランティア活動が一層活性化される。 ○各種媒体、事業を通じ、福祉に対する理解が促進される。 ○多分野のメンバーから構成される運営委員会を中心に、これからの県域・広域ボランティアセンターとして求められる機能、役割を整理・検討し、ボランティアセンター事業の充実を図ることにより、県民の多様なニーズが受けとめられる。 《指標》 ○セルフヘルプ・グループ活動支援（相談・活動スペースの提供）、ボランティア活動実践交流会、市町村社協ボランティアセンター担当者会議の実施、ボランティアセンター運営計画の策定
	(イ)ボランティアセンター運営計画の策定、推進	
	(ウ)セルフヘルプ・グループへの活動支援、協働	
	(エ)多様な主体との協働によるボランティア活動の推進	
	(オ)市町村社協ボランティアセンター等の支援、協働	
	(カ)福祉にかかる理解促進	
② ボランティアコーディネーター等の人材育成 多様な主体による地域づくりが促進されるよう、地域における福祉課題への意識啓発と住民福祉活動を創造・調整し、活動したい人と活動を求める人をつなぐコーディネート人材の育成に取り組みます。	(ア)ボランティアコーディネーター研修の実施	○市町村社協および福祉施設等のボランティアコーディネーターの育成、スキルアップに取り組むとともに、福祉教育担当者と課題共有を図り、教育現場を含む生活圏域での福祉活動が活性化する。 《指標》 ○ボランティアコーディネーター研修（基本・スキルアップ）、福祉教育担当者連絡会議
	(イ)福祉教育担当者及び多様な協働者との連絡調整・課題共有会議	

③ 寄附文化の醸成 寄託者の意向に沿った寄託金品の受け入れと配分を行うとともに、それぞれの基金の目的に沿った各種事業を実施します。また基金のさらなる増強や効果的な活用を図るための検討を行います。	(ア)寄託金品の受け入れと配分	○寄附文化を醸成し、誰もが暮らしやすい地域社会づくりへの、多くの住民や関係者の意識が啓発され、主体的参加が促進する。 《指標》 ○寄託金品の受け入れ（随時）、各種基金事業の実施、基金の効果的な活用に向けた検討（助成事業審査会、市町村社協基金担当者連絡会）
	(イ)各種基金増強のための啓発活動	
	(ウ)基金を活用した各種支援への取り組み	
④ 災害ボランティア支援ネットワーク形成事業の実施 【本会活動の基盤整備と強化 1-(2)-③再掲】		

基本目標Ⅲ

福祉サービスの質の向上にむけた取り組みの強化

推進項目Ⅲ－１ 福祉従事者の職場環境づくりへの支援

▶計画事業Ⅲ－１－(1) 社会福祉法人・施設等の専門性を活かした取り組みの推進

ニーズの多様性や複合化に対するサービスの専門性、持続性を高めるため、法人経営や施設運営の支援を行うとともに、働き方改革等を踏まえた職員の定着を促進します。また、社会福祉施設が種別ごとに行う自主的な研修や情報交換などの活動、種別横断した取り組み、社会福祉法人・施設等の公益的な取り組みを支援します。

実施事業	主な取り組み項目	目標（指針や指標）
① 法人・施設の経営・運営支援事業の実施 県内社会福祉法人等の経営・運営基盤の強化に向け、適正な運営と利用者へのサービス向上が図られるよう、経営相談の活用や研修の実施、自主的な取り組みの推進を図ります。	(ア)経営相談（一般・専門）の実施	○社会福祉法人等の経営の安定化とサービスの質の向上が図られ、利用者、職員、法人のニーズに対して適切な支援が行われる。 《指標》 ○経営相談 20件増／年 ○各法人・施設が強みを生かし、課題を克服し、利用者支援が強化される。
	(イ)経営支援事業の実施	
	(ウ)法人経営自主点検支援事業の実施	
	(エ)社会福祉事業振興資金貸付事業の実施	
② 経営者部会事業の実施 地域福祉推進の一翼を担う県全域の会員組織として、社会のセーフティネットとしての役割、新たな福祉的ニーズの課題を共有しながら、各法人がもつ多様な強み、柔軟なサービス提供、分野・種別を越える連携・協働により、地域共生社会の実現を目指します。	(ア)各種会議・研修会の開催	○地域社会に期待される法人運営と経営の取り組みが強化される。 ○県内法人・施設における公益的な取り組みの共通課題への意識の醸成が図られるとともに、県民や関係機関に、社会福祉法人への理解が促進される。
	(イ)会員法人の公益的な取り組み等の推進	
	(ウ)施設部会・経営指導事業等との連携	
	(エ)全国経営協、経営青年会との連携	
③ 施設部会・種別協議会事業の実施 サービスの質の向上や地域貢献を目指した社会福祉施設の自主的な活動を推進します。	(ア)施設部会・各種別協議会事業の実施 ○施設部会 ○児童福祉施設協議会 ○母子生活支援施設協議会 ○保育協議会 ○老人福祉施設協議会 ○障害福祉施設協議会 ○社会就労センター協議会 ○福祉医療施設協議会 ○更生福祉施設協議会 ○地域生活施設協議会 ○介護老人保健施設協議会	○社会福祉の全分野から構成されているメリットを生かし、それぞれの課題や共通課題に取り組むことで、施設の専門性を活かした取り組みが推進される。 ○オンライン等も活用した情報交換や研修等の開催により、法人・施設が積極的に参加することができる。
	(イ)母と子のつどい事業	
	(ウ)かながわ高齢者福祉研究大会事業	
	(エ)保育のつどい事業	

▶計画事業Ⅲ－１－(2) 福祉サービスの改善への支援

福祉サービス第三者評価事業や福祉サービスの苦情解決事業を通し、福祉サービス事業者自らが自己評価活動や業務改善の取り組み、利用者からの苦情への適切な対応が図られるよう支援し、福祉サービスの質の向上につなげます。また、日常生活自立支援事業の適正な運営の確保を図るよう、調査・助言を行います。

実施事業	主な取り組み項目	目標（指針や指標）
① 福祉サービスの自己評価の推進 福祉サービスの質の向上を目指すため、事業者が利用者の声を聞いたり、自らのサービス内容を評価するなどの自己評価活動を支援します。	(ア)自己評価の促進、支援のための研修事業の実施 (イ)利用者意向調査推進事業の実施	○自己評価の利用者の声を元に、福祉サービスの質が向上する。
② 福祉サービス第三者評価事業の推進 神奈川県福祉サービス第三者評価推進要綱に基づく「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」の事務を担い、県との連携のもと第三者評価の取り組みを推進します。	(ア)受審促進（事業者説明会等） (イ)評価結果公表等 (ウ)評価調査者養成（認定・登録等） (エ)評価機関認証（連絡会等） (オ)運営委員会等	○第三者評価事業の理解と受審促進が図られ福祉サービスの質が向上される。 《指標》 ○第三者評価事業に関する事業者説明会の実施（４回／年）
③ 苦情解決事業者支援事業の実施 福祉サービス事業者における利用者からの苦情への対応力が強化されるよう支援を行います。	(ア)苦情解決研修会 (イ)研修講師の派遣 (ウ)事業者訪問調査 (エ)苦情解決体制整備への支援 (オ)苦情解決体制整備状況調査	○利用者からの苦情に対し、事業者自身による適切な対応が図られ、福祉サービスの質が向上する 《指標》 ○研修会 ３回／年 ○事業者訪問調査 ８カ所／年 ○研修会への講師派遣 ○福祉タイムズによる広報 １回／年 ○リーフレット、ポスターの作成・配布（随時）
④ 運営適正化委員会事業の実施 国の事業実施要綱等に基づき、苦情解決委員会において福祉サービス利用者からの苦情相談に対応するとともに、運営監視委員会により、日常生活自立支援事業の適正な運営を確保します。	(ア)運営適正化委員会の開催 (イ)苦情解決委員会 (ウ)運営監視委員会	○運営適正化委員会事業の取り組みが安定的に行われることで、利用者の権利擁護と福祉サービスの質の向上が図られる。 《指標》 ○新規相談受付約320件 ○苦情受付約130件 ○日常生活自立支援事業実施主体への聞き取り調査 ４カ所／年 ○日常生活自立支援事業受託社協実施状況調査 ６カ所／年

推進項目Ⅲ－２ 福祉従事者等の専門性向上への取り組み

▶計画事業Ⅲ－２－(1) 福祉人材育成研修の充実

福祉・介護の専門職として、知識・技術を高めるとともに、キャリアパスに対応した階層別、職務別の視点を踏まえて、福祉従事者の専門性の向上を図ります。

実施事業	主な取り組み項目	目標（指針や指標）
① 組織性を高めるための研修の実施 キャリアパスに対応した職場外の基幹・階層研修を実施します。	(ア)キャリアパス対応生涯研修 (イ)階層別課題研修	○キャリアパスに対応した、階層別研修として、職域、地域をこえて学び合う県域研修の機会を継続することで、現場経験に応じた学びへの参加が計画的に出来る。 《指標》 ○初任者、中堅、チームリーダー、管理者の４階層に向けた研修の実施
② 専門性を高めるための研修の実施 専門職としての専門性向上を図るための研修を実施します。	(ア)職務別課題研修	○対人援助職に求められる価値・倫理を根底とした知識、技術を高めるため、援助者同士で学び合うことを重んじる研修を実施する。 《指標》 ○相談、介護などの対人援助業務の職員や、居宅介護の要であるサービス提供責任者に向けた研修の実施
③ 有資格者向け専門的技能等の確保・向上研修の実施 介護支援専門員やサービス管理責任者等に対し、必要な専門的知識及び技術の習得を目的とした研修を実施します。	(ア)介護支援専門員専門研修課程Ⅰ（更新研修） (イ)介護支援専門員専門研修課程Ⅱ（更新研修） (ウ)介護支援専門員資質向上研修 (エ)サービス管理責任者等研修	○介護支援専門員やサービス管理責任者等としての実務で求められる専門的知識と技術を習得した専門職の確保により、福祉サービスの質が向上する。
④ 研修実施機関等との連携・調整 福祉従事者の専門性向上をめざし、関係機関・団体、施設・事業所と連携し、研修企画・内容の充実を図ります。	(ア)研修実施機関等との連携・調整	○福祉従事者が生涯にわたり専門性向上が図れるよう、OFF-JTとして、職場、職域、地域をこえた学び合いの機会が提供される。 《指標》 ○研修企画会議や研修実施機関連絡会の年１回以上の開催

▶計画事業Ⅲ－２－(2) 福祉・介護事業者等の人材育成の取り組みの支援

法人・施設・事業所等における職場研修の支援を行うことにより、福祉従事者の専門性の向上を図ります。

実施事業	主な取り組み項目	目標（指針や指標）
① 職場研修等の相談支援、情報提供 職場研修のプログラムや講師等の情報提供を行うことで、人材の専門性の向上を図ります。	(ア)職場研修等の相談支援、情報提供	○キャリアパスに対応した職場研修（OJT、OFF-JT、SDS）が充実する事で、福祉従事者の専門性が向上する。 《指標》 ○年間を通じた相談支援、情報提供を行う。
② 人材育成等にかかる情報提供 人材育成等にかかる研修計画や研修実施機関の情報提供を行います。	(ア)人材育成等にかかる情報提供	○福祉施設・事業所において、福祉従事者の専門性向上のための各種研修を計画的に活用できる。 《指標》 ○ホームページを活用した情報提供（随時）

▶計画事業Ⅲ－２－(3) 資格取得支援に向けた取り組みの実施

福祉サービスの質の向上を目指し、資格の取得に必要な知識や技術をはじめ、対人援助における倫理や専門性を高めるための支援に取り組みます。

実施事業	主な取り組み項目	目標（指針や指標）
① 介護支援専門員実務研修受講試験並びに実務研修の実施 介護保険制度の要である介護支援専門員を確保します。	(ア)介護支援専門員実務研修受講試験	○介護保険制度の要である介護支援専門員の養成・確保により、安定したサービスの提供と質が向上する。 《指標》 ○神奈川県における試験実施本部として試験を実施し、実務研修を実施する
	(イ)介護支援専門員実務研修	
	(ウ)介護支援専門員証交付事務	
② 介護支援専門員再研修及び実務未経験者研修の実施 介護保険制度におけるケアマネジメントを行う介護支援専門員になるための研修（法定研修）を実施します。	(ア)介護支援専門員再研修・実務未経験者向け更新研修	○介護支援専門員証有効期限外の人に対する資格取得の研修実施による養成・確保により、安定したサービスの提供と質が向上する。 《指標》 ○本県の受講ニーズに対応した研修の継続実施
③ 介護福祉士資格取得に向けた研修等の実施 介護に関する専門性向上を目指して資格取得支援を行います。	(ア)介護福祉士資格取得支援（模擬試験）	○入門的研修や専門性向上を目指して資格取得支援を実施することにより、介護に関する専門職へのすそ野が広がる。 《指標》 ○現場のニーズに対応した事業を企画する
	(イ)介護に関する入門的研修	

推進項目Ⅲ－３ 福祉人材の確保に向けた取り組み

▶計画事業Ⅲ－３－(1) 福祉人材センター機能の強化

福祉・介護、保育にかかる人材の確保に向けて、求職者への個別相談支援を基本とするとともに、求人事業者・施設等のニーズ把握を行い、適切なマッチングに努めます。また、これから福祉・介護等の仕事に就くことを検討している人に対して、仕事の内容ややりがいを伝える等、理解促進のための機会を様々な場や形でつくります。

実施事業	主な取り組み項目	目標（指針や指標）
① 求職者・求人事業者への相談支援事業（無料職業紹介事業）の実施 求職者・求人事業者の個々のニーズに対応した相談支援等を行い、適切なマッチングにつなげます。	(ア)福祉人材センター窓口相談	○個別相談を基本に様々な支援を行い、福祉・介護の仕事に関心を持つ人が就労につながるよう業務フローを構築していく。 《指標》 ○採用者数 300人／年 マッチング率 60%
	(イ)出張相談（地域相談窓口）	
	(ウ)ハローワーク等関係機関相談支援	
	(エ)福祉・介護就職相談会（県・地域開催）	
	(オ)介護福祉士等養成校、求人事業所等への訪問	
	(カ)関係機関・団体等との連絡・調整の実施	
	(キ)福祉人材センター運営委員会	
	(ク)保育に特化した専門窓口（かながわ保育士・保育所支援センター）の設置、相談事業等の実施	
② 福祉・介護事業に関する各セミナー・就労ガイダンスの実施 学生や未就労者等に対し、福祉・介護の仕事内容、やりがい等を様々な媒介手段を用いて広く伝え、福祉・介護分野を職業選択肢に含めることにつなげていきます。	(ア)福祉の仕事を知る懇談会等（県・地域）	○オンラインや対面式などを組み合わせながら展開し、福祉・介護施設における仕事への就労意欲が高まる。
	(イ)ミニセミナー	
	(ウ)就労支援ガイダンス（県・地域、介護福祉士養成施設・大学等学校）	
③ 福祉・介護の仕事を知る体験事業の実施 福祉・介護の就労希望者が具体的な就職活動を展開する契機になるよう、施設・事業所への見学会や仕事体験の機会を提供します。	(ア)個人・グループによる体験（職場見学等）の実施	○福祉・介護の仕事に関心がある求職者を対象に、職場・仕事体験を実施することで、ミスマッチが防止される。感染症対策として、オンラインシステムも活用。

④ 社会福祉事業等従事者の確保に関する調査研究事業の実施 人材確保に関する調査を通じて法人、施設・事業所の現在の課題を把握し、センター事業展開方針に反映等を行います。	(ア)福祉・介護人材の需要調査	○本県における福祉・介護の人材確保の状況や課題を把握するとともに、課題を整理し、その解決に向けた提案等を行うことで、課題が共有され解決へ向けた取り組みが促進され、福祉従事者の確保につながる。 《指標》 ○WEB 調査票回収率 20%
⑤ 介護福祉士等有資格者届出制度事業の実施 介護福祉士等有資格者に福祉人材センターへの登録を促し、福祉人材センターから福祉・介護業界に関わる情報、各セミナー、就職相談会等の情報提供をタイムリーに行うことで、早期の再就職を支援するとともに、福祉・介護の仕事への定着を図ります。	(ア)登録者への情報提供	○介護に関する資格を有する人に対して必要な情報を提供することにより、専門職としての意識づけがされる。また資格を保有しつつも、未就労あるいは他業界で働いている人に対しては、再び福祉・介護分野で就業するよう働きかけを行い、再就職による福祉人材の確保ができる。 《指標》 ○新規登録者数 年間120名
	(イ)届出制度の周知	
	(ウ)届出者の管理	

▶計画事業Ⅲ－3－(2) 福祉・介護の仕事の理解促進に向けた取り組みの充実

福祉・介護の人材確保が喫緊の課題となる中で、より若いうちから、また、より多くの人に、福祉・介護の仕事に触れてもらう機会をつくることにより、福祉・介護分野への人材の参入促進を図ります。

実施事業	主な取り組み項目	目標（指針や指標）
① 中高生等に向けたキャリア教育への参加 生徒・学生が進路決定を行うときに福祉・介護の仕事がその選択肢となるよう、仕事の内容や魅力について学ぶ機会を設けます。	(ア)中高生介護体験促進事業	○エッセンシャルワーカーである福祉・介護に従事する人が社会に欠かせない仕事であることの理解普及により、多くの中高生の関心を高め、将来的に職業として選択される。 《指標》 ○年延べ20回、600名に対する授業、セミナーの実施
	(イ)中高生向け出張授業・セミナー等の実施	
② 福祉・介護の仕事の魅力普及事業の実施 福祉介護の魅力を知ってもらうために様々な機会を捉えて、広報啓発活動を行います。	(ア)地域の各種イベント時における福祉・介護の仕事普及啓発	○啓発資料の作成配布、介護ロボット等の展示などを通じて、福祉・介護に対するネガティブなイメージ払しょくとともに、この仕事が生活に必要なと求められていることの理解が進む。
	(イ)福祉・介護の仕事魅力普及啓発映像の作成	
③ 教員免許取得にかかる介護等体験の調整 教員を目指す学生が様々な人とのコミュニケーションが図れるように福祉・介護施設での体験にあたっての事業調整を行います。	(ア)介護等体験マッチング	○教員免許の取得をめざす学生が社会福祉施設での利用者とのコミュニケーション等を通じて、教員としての資質素養が形成される。 《指標》 ○学生2000名、福祉・介護施設250カ所程度との受入調整
	(イ)体験事業説明の実施	

▶計画事業Ⅲ－３－(3) 資格取得並びに有資格者の就労支援を目的とした各種貸付事業の実施
福祉・介護・保育職を目指す学生をはじめとした資格取得支援や有資格者の福祉施設等への再就労支援を目的に、各種貸し付けを行い、県内福祉施設等への就労促進、人材の定着につなげます。

実施事業	主な取り組み項目	目標（指針や指標）
① 介護福祉士等修学資金貸付事業の実施(旧制度) 介護福祉士等修学資金借受者の状況の変化を的確に把握し、適切な手続き、債権管理を行います。	(ア) 修学資金貸付制度（旧制度）	○仮受者の状況確認、適切な償還管理により、長期的には就労促進につながる。
② 介護福祉士修学資金等貸付事業の実施 介護福祉士等養成施設の学生や介護職の復職を希望している方等に対し、各種資金を貸し付けることにより、国家資格取得支援や就労支援を行い、県内福祉施設等での人材の確保・定着につなげます。	(ア)介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付	○貸付により安心して学びや就労にむけての準備が行えることで、県内の人材が確保される。
	(イ)離職した介護人材の再就職準備金貸付	
	(ウ)介護福祉士実務者研修受講資金貸付	
	(エ)福祉系高校修学資金貸付	
	(オ)介護分野就職支援金貸付・障害福祉分野就職支援金貸付	
③ 保育士修学資金等貸付事業の実施 保育士の養成施設の学生や保育所等に勤務していない有資格者に対し、各種資金を貸し付けることにより、国家資格取得支援や就労支援を行い、県内保育所等での人材の確保・定着につなげます。	(ア)保育士修学資金貸付	○貸付により安心して学びや就労にむけての準備が行えることで、県内の人材が確保される。
	(イ)保育士就職準備金貸付	
	(ウ)保育補助者雇上費貸付	
	(エ)未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付	
④ 外国人留学生奨学金等支給支援事業の実施 外国人留学生が介護福祉士の資格を取得し、県内で介護業務に就労することを支援するために、介護施設等が実施する外国人留学生に対する奨学金等の支給について支援を行います。	(ア)外国人留学生奨学金等支給支援事業	○本事業により安心して学びや就労に向けての準備が行えることで、県内の人材が確保される。

第三章 計画推進のための本会活動の基盤整備と強化

今後３年間の本会活動推進計画を確実に実行していくため、次の２つの柱を中心に、本会の組織活動基盤の強化を図ります。

1 本会組織・活動基盤の強化

(1) 組織・活動基盤の強化

県域の地域福祉推進組織として、協議体としての組織力を高めるよう、安定的・継続的な法人運営を行い、本会が持つ機能を総合的に発揮した事業展開に向けて事務局体制の強化や職員の専門性向上に取り組みます。

なお、事務局の拠点は、神奈川県社会福祉センターの開所に伴い、神奈川県社会福祉センター（神奈川区反町）とかながわ県民センター（神奈川区鶴屋町）の２つとし、それぞれの拠点の特性を生かし、計画目標に向けた取り組みが効果的・効率的なものとなるように事務局体制を再編して推進します。

① 組織基盤の強化に向けた取り組みの実施

地域福祉推進に向けた広域の協議体としての機能を発揮できるよう、組織体制の強化に努めます。

- ア 役員等の執行体制の強化
- イ 会員・会費制度の見直し検討
- ウ 会員表彰等の実施
- エ 法令順守の徹底

② 財務基盤の強化に向けた取り組みの実施

活動推進計画を着実に遂行していくために、安定的な財源の確保を図り、財務基盤の強化を図ります。なお、事業費確保の一つとして、赤い羽根共同募金の広域配分金等を活用します。

- ア 自主財源確保に向けた取り組み
- イ 効率的な執行の徹底に向けた取り組み
- ウ 公的財源確保への取り組み

③ 事務局機能の強化に向けた取り組みの実施

本会が持つ機能を総合的に発揮し、事業の効果性や効率性を高めるため、事務局の体制とマネジメントの強化を図ります。

- ア 計画の進行管理と外部評価
- イ 部所間、職員間での課題・情報共有の促進
- ウ 業務の標準化及びＩＣＴ活用の促進

④ 職員の専門性向上と働きがいのある職場づくりに向けた取り組みの実施

職員一人ひとりが専門性を高め、働きやすさとやりがいを感じて働き続けられる職場づくりを進めます。

- ア 職員の計画的採用と定着への取り組み

- (イ) 育成研修の体系化とキャリアパスの検討
- (ウ) 働きがいのある職場づくり

⑤ 神奈川県社会福祉センターの管理・運営

県域の社会福祉推進の中核拠点として、神奈川県社会福祉センターを運営します。

- (ア) センターの管理・運営
- (イ) センター入居団体との連絡調整
- (ウ) 会議室貸出等によるセンター維持費の確保

(2) 災害時における関係機関・団体との協働

災害時をはじめとした非常時に向け、災害時福祉活動方針の作成、本会として事業を継続するためのBCP計画策定やそれに基づく研修や訓練の実施により、災害が起こった際に、通常業務から災害時の業務形態に移行できることを目指します。

また、社協のネットワークや幅広い団体等が参加する本会の特性を生かし、会員をはじめとした関係機関・団体と連携し、災害時に向けた関係機関との協働を進めます。

① 災害時体制の整備事業の実施

災害時をはじめとした非常時に向け、災害時福祉活動方針の作成、本会として事業を継続するためのBCP計画策定やそれに基づく研修や訓練の実施により、災害が起こった際に、通常業務から災害時の業務形態に移行できることを目指します。

- (ア) 本会災害時福祉活動方針の策定
- (イ) 本会BCP計画策定

② 災害時に向けた関係機関との協働の推進

社協のネットワークや幅広い団体等が参加する本会の特性を生かし、会員をはじめとした関係機関・団体とともに、災害時に向けた関係機関との協働を進めます。

- (ア) 新センター入居団体との協働
- (イ) かながわ災害福祉広域支援ネットワーク事業
- (ウ) 関ブロ社協相互協定による災害対応支援
- (エ) 経営者部会各種会議・研修会の開催【再掲】
- (オ) 災害時における情報発信

③ 災害ボランティア支援ネットワーク形成事業の実施

災害発生時における住民への救援、復旧活動が適切に実施できるよう、神奈川県災害救援ボランティア支援センターの協働運営に取り組むとともに、市町村社協・行政・各種民間団体との効果的な連携による支援ネットワークづくりに取り組みます。

- (ア) 神奈川県災害救援ボランティア支援センターの協働運営
- (イ) 災害時支援に関わる社協・関係機関・団体との協働

2 共通課題の解決に向けた情報発信

(1) 課題共有・情報発信の取り組み

県内の福祉に関する情報を収集し、提供・発信することで、福祉への関心を高め、福祉分野と他分野との連携・協働につなげる、また県民の地域福祉活動への参加を促します

① 課題の集約による共有

社会福祉団体・施設で直面している課題等を集約、提言等で発信することで、課題共有に努めるとともに、他分野機関や行政・自治体との連携・協働を進めていきます。

- (ア) 政策提言委員会
- (イ) 課題把握調査
- (ウ) 提言集発行
- (エ) 課題共有の促進
- (オ) 連携・協働のテーマ設定と取り組みの実施
- (カ) 第2種・第3種正会員連絡会事業の実施

② 県社協の情報発信の強化に向けた取り組みの実施

本会事業に関する理解と協力を促進するとともに、会員をはじめとした福祉機関・団体等や他分野の機関の活動・動向から把握される課題等の集約に努め、福祉関連情報の提供・発信を行い、関係機関・団体等のつながりづくりを目指します。

- (ア) 福祉タイムズの発行
- (イ) ホームページでの発信
- (ウ) SNSを利用した発信
- (エ) ネットツールを利用した発信
- (オ) 局内情報の共有

資料：用語説明

1 社会福祉法人の公益的取り組み (P 1)

社会福祉法人は、その高い公益性により「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない（社会福祉法第24条第2項）」という責務が課されています。

全国経営協の会員法人のうち89.1%の法人が「地域における公益的な取り組み状況」を公表しており、サロン活動や見守り支援等を中心とした「地域に向けた事業展開」や各種勉強会やボランティア育成、児童・生徒の受け入れ等の「福祉教育活動」といった、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。（参考：「地域共生社会の実現を主導する社会福祉法人の姿-地域における公益的な取り組みに関する委員会報告書」平成31年3月全社協）

2 地域包括ケアシステム (P 1)

団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムを保険者である市町村では、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を行い、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて構築していくこととされています。

3 生活困窮者自立支援法・生活困窮者自立支援制度 (P 1、3)

生活保護に至る前の生活困窮者への支援の強化のため、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（法第2条第1項）に対し、全国の福祉事務所設置自治体の実施主体となって、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施します。自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口として、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給については、福祉事務所設置自治体が必ず実施しなければならない必須事業として位置付けられている一方、その他の事業については、地域の実情に応じて実施する任意事業となっています。平成30年度の一部改正で、就労準備支援事業、家計改善支援事業実施の努力義務が創設されました。

4 子ども・子育て支援法 (P 1)

「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が2015（平成27）年に施行されています。主に、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応する「認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設」、「認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）」、市町村が地域の

実情に応じて実施する「地域の実情に応じた子ども・子育て支援」などが挙げられます。令和元年の子ども・子育て支援法の一部改正により、幼児教育・保育無償化が10月に開始となりました。

5 地域共生社会、包括的支援体制 (P 1)

本文P1の欄外参照

6 NPO (Non-Profit Organization (民間非営利団体)) (P 2)

政府や自治体、企業から独立し、市民や民間の支援により公益的な活動を行う団体のこと。ここでは特に、不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする、非営利（活動によって得た利益や資産を会員や役員等の構成員に分配しない）事業に取り組む、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（NPO 法人）のことを指しています。

7 生活福祉資金 (P 3)

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者、障害者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。

8 日常生活自立支援事業 (P 3)

社会福祉法第81条に基づき、日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料または低額な料金で福祉サービスの適切な利用のための相談や手続きの援助、日常の金銭管理業務、書類等の預かりサービスを提供します。同条では各都道府県の区域内において、本事業があまねく行われるよう、都道府県社会福祉協議会が必要な事業を行うとしており、神奈川県では、本会が政令指定都市を除く市町村社会福祉協議会に事業の一部を委託して実施しています。

9 セルフヘルプ・グループ (P 4)

共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、自主的に活動を行うグループのことで、仲間と出会い、気持・情報などをわかちあうことで悩みをひとりで抱えている状態から抜け出すことを互いに支え合う活動をしています。グループには、仲間同士で、気持ちをわかちあうミーティングを主とするグループや、自分たちの問題を多くの人に理解してもらうために、講演会・資料発行を通して社会への啓発活動などを行うグループがあります。

10 民生委員児童委員 (P 4)

「民生委員法」(第5条)に基づいて、都道府県知事等の推薦により、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める方々(「民生委員法」第1条)。給与はなく任期は1期3年間で、再任も可能です(「民生委員法」第10条)。「児童福祉法」(第16条)により、民生委員は、同時に児童委員に充てられるため、“民生委員児童委員”と称されます。社会調査、相談、情報提供、連絡通知、調整、生活支援、意見具申といった7つの働きをしています。

11 地域福祉支援計画 （P10）

社会福祉法に規定される地域福祉計画には、市町村が策定する地域福祉計画及び都道府県が策定する地域福祉支援計画があり、各地方自治体が主体的に取り組むことになっています。地域福祉計画は、地域住民の意見を十分に反映させながら策定する計画であり、地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものです。平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画策定は努力義務化され、さらに「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられました。

12 部会事業（部会・協議会） （P12、13、19）

本会は会員制度を有し、さまざまな関係者が会員として参加・参画し、事業を展開しています。会員は、その種別ごとに部会や連絡会に分かれ、それぞれの課題のもとで活動しています。社会福祉施設経営法人等による「経営者部会」、社会福祉施設による「施設部会（種別ごとに10の協議会を設置）」、民生委員児童委員による「民生委員児童委員部会」、市町村社会福祉協議会による「市町村社協部会」があります。また、社会福祉を直接的に推進する全県的な団体による「第2種正会員連絡会」、社会福祉を協働して推進する全県的な団体による「第3種正会員連絡会」があります。

13 かながわライフサポート事業 （P12）

生活困窮や社会的孤立の状態にある人々の生活問題の解決に向け、要支援者に対する総合的な生活相談支援を行う本会独自の事業です。社会福祉法人の地域公益活動として積極的な参加のもと、法人職員等を本会のコミュニティソーシャルワーカーとして委嘱し、複合化した生活課題により支援を必要とする方に対して訪問等により相談支援活動を展開しています。事業参加社会福祉法人の会費等により、事業を展開しています。

14 コミュニティソーシャルワーク （P13）

コミュニティソーシャルワークとは、様々な福祉施設・機関・団体にあって、地域福祉活動を担当するワーカーが、従来の分野別、対象別のアプローチではなく、サービスを横断的に活用し、地域におけるサポートネットワークを形成しながら、地域の様々な生活課題を的確に把握し、その要因を分析・評価し、適切なサービスへ結びつけるとともに、個別の生活課題を地域で支え合う地域生活支援ネットワークを構築したり、必要に応じたインフォーマルサービスの開発などを行う支援活動です。「コミュニティソーシャルワーク実践事例集」平成27年3月。しまねコミュニティソーシャルワーク実践研修会、島根県社会福祉協議会より引用。

15 神奈川県民生委員児童委員協議会 （P14）

昭和44年6月19日、県内民生委員児童委員が団結し、相互の緊密な連絡と提携、親睦を目的として、神奈川県民生委員児童委員協議会を設立し、現在、政令市を除く、県内の市町村民生委員児童委員協議会で組織しています。民生委員制度は2017（平成29）年に創設100周年を迎え、神奈川県民生委員児童委員協議会は、2019（令和元）年に設立50周年となりました。

16 成年後見制度・市民後見人 （P 14、15）

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々に対し、財産管理や契約締結などにおいて保護・支援するもので、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたりすることなどにより本人を保護・支援します。市民による社会貢献活動としての市民後見人の養成が広がっています。

17 社会福祉事業振興資金貸付事業 （P 19）

民間社会福祉事業の振興育成の一環として、社会福祉法人等が設置運営する社会福祉施設の整備、または経営において必要な資金を融資するもので、貸付に際しては、本会「社会福祉事業振興資金運営委員会」において審査を行った上で貸付決定を行っています。なお、貸付金の種類には施設設備資金（新改築、災害復旧、設備整備、土地取得等）、施設運転資金（管理費、事業費及び建設費等）、特別養護老人ホーム施設整備資金（新改築、修理等）があります。

18 福祉サービス第三者評価事業 （P 20）

社会福祉法第78条に基づいて行われる福祉サービス第三者評価事業は、事業者の提供する福祉サービスについて、公正・中立な第三者評価機関が事業者・利用者等に対する訪問・ヒアリング・アンケートなどによる調査を実施し、専門的かつ客観的な立場から総合的に評価するとともに、その結果を公表する事業です。

19 福祉サービス運営適正化委員会 （P 20）

社会福祉法第83条に基づき都道府県社協に設置され、福祉サービスに対する苦情に関して相談、助言、あっせんを行います。事業者自身の苦情解決体制の充実に向けた指導や研修を行ったり、社会福祉法第81条に規定する福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営を確保するため、事業の実施状況を調査し、必要に応じて助言または勧告を行います。

20 キャリア教育 （P 25）

キャリア教育とは『一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育』（平成23年1月中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」より）のことです。子どもたちの生きる力を育成する観点から、学校での学びと社会との関連性を教え、学習意欲を向上させるとともに、学習習慣を確立させる「キャリア教育」が重要視されています。

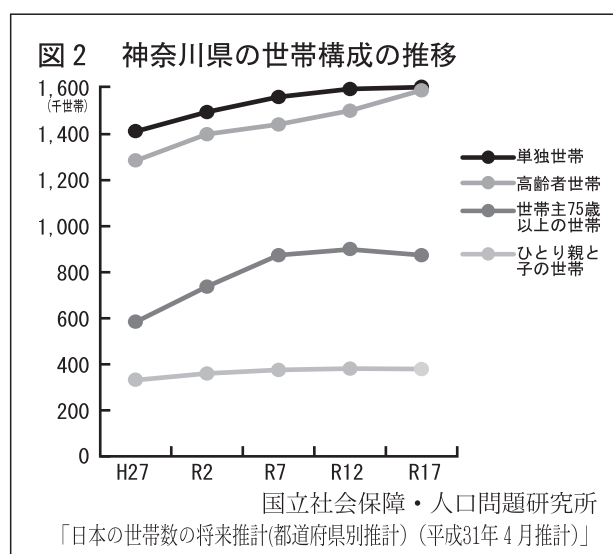
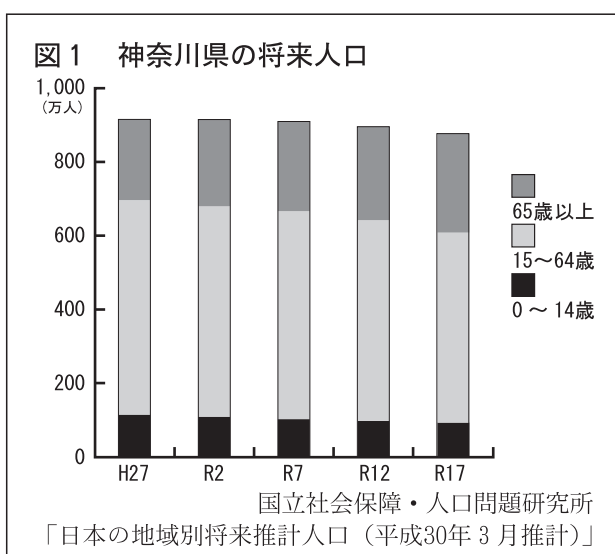
参考資料 1 地域福祉をめぐる状況と課題

計画策定にあたり、本県における人口動態や地域福祉を取り巻く状況について概観し、課題についてまとめました。

1. 本県の将来推計人口と世帯構成の変化

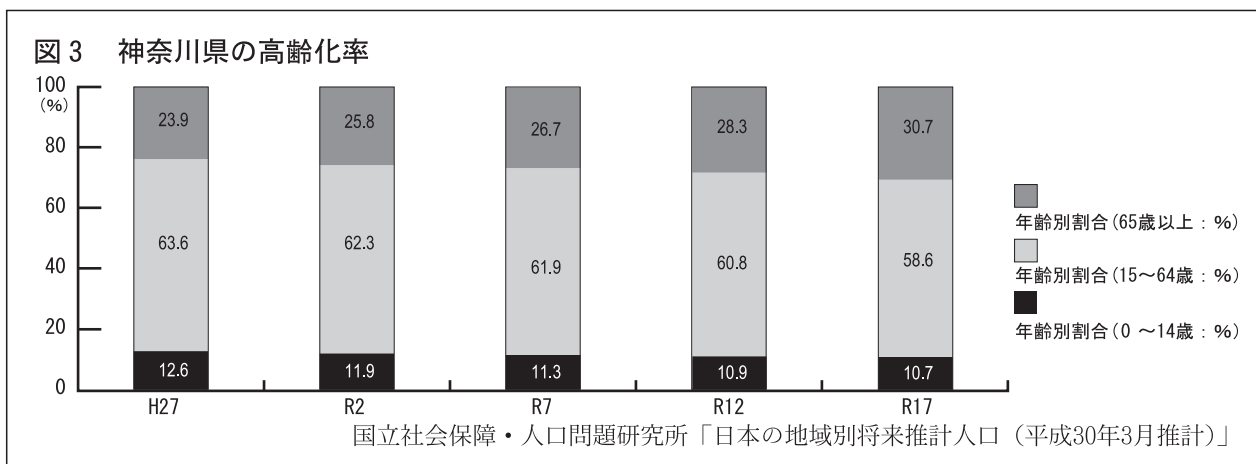
○本県の人口は、2020（令和2）年9月現在で約921万6千人となっています。将来推計人口は、2030（令和12）年に約893万3千人、2035（令和17）年に約875万人となり、その後も減少する見込みです【図1】。

○人口が減少する一方で、世帯数は、2020（令和2）年から2035（令和17）年にかけて微増が見込まれています【図2】。



○高齢化率は、高度経済成長期の生産年齢人口の転入などにより、首都圏をはじめとする都市部で進むと見込まれています。本県では、2035（令和17）年には65歳以上の割合が30%を超えると推測されており、全国平均の32.8%を下回るものの、65歳以上人口の人数では、全国2番目となることが推測されています【図3】。

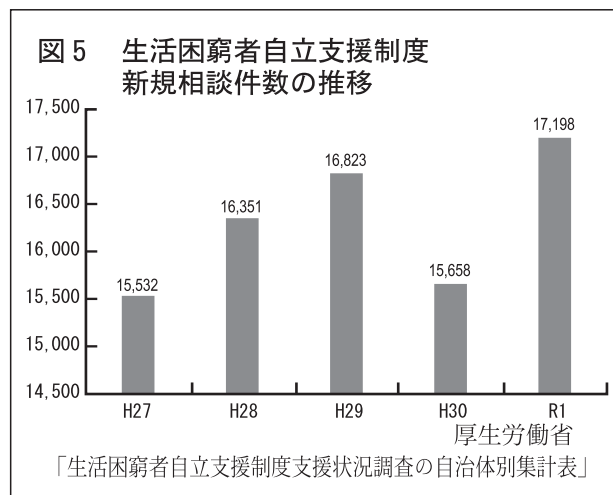
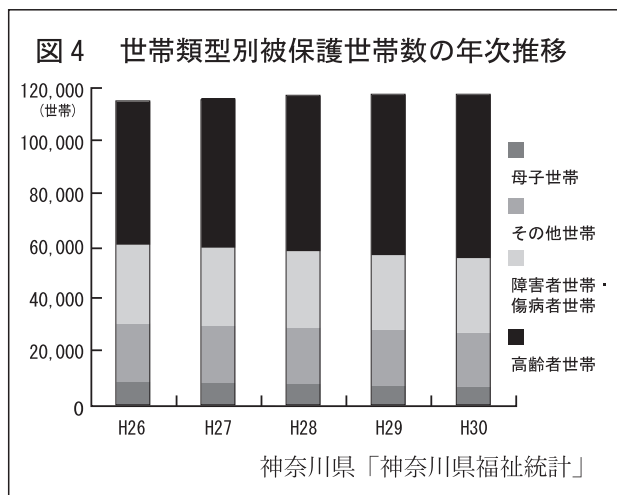
○人口の減少、少子高齢化の進展による稼働可能年齢層の減少や単身世帯等の増加による家族機能の変化の中、複合的な生活課題を抱える世帯が増加することが予測されます。



2. 生活困窮等の状況

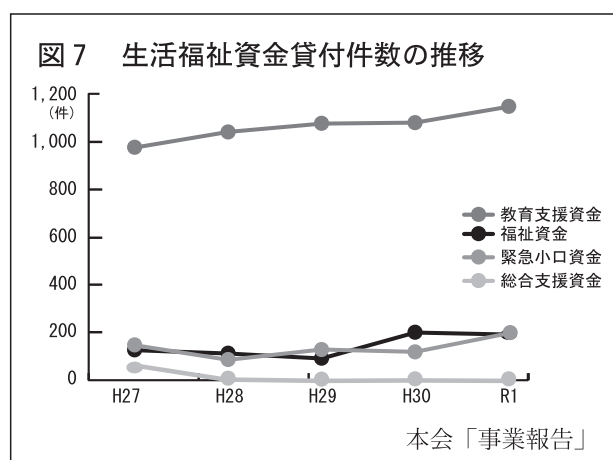
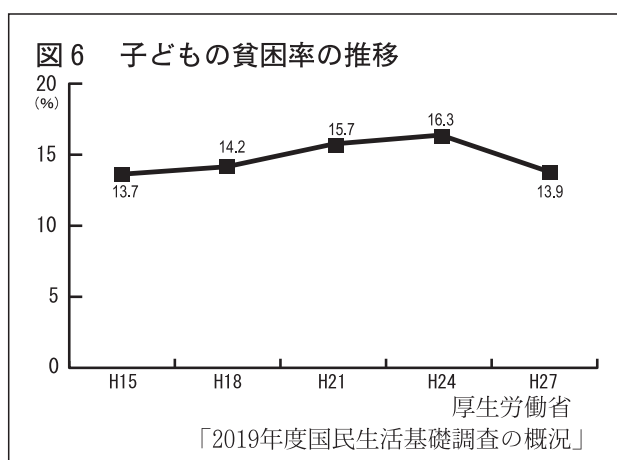
○世帯類型別被保護世帯の年次推移において、平成26年と平成30年を比較すると、高齢者世帯以外のすべての世帯で減少していますが、高齢者世帯は、平成26年から毎年増加しています【図4】。

○生活困窮者自立支援制度における新規相談件数は、制度が開始されて以来、増加しています（平成30年度を除く）【図5】。



○子どもの貧困率は、平成24年をピークに少し下がってきていますが、大人が一人の世帯の相対的貧困率は、平成15年より5割を超える状態が続いています【図6】。

（参考：「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」令和2年3月）



○本会の生活福祉資金では、高校・大学進学をサポートする生活福祉資金の貸付がここ数年高止まりの状態となっています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症により収入の減少世帯の増加が見込まれることから、より多くの貸付申請が予測されています【図7】。

○令和2年から世界中に蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響により、減収などにより生活に困窮する世帯の存在が明らかになりました。令和2年3月から開始された生活福祉資金の特例貸付にその一端を見ることができます。

○福祉医療機構の年金担保貸付事業が令和2年度末に廃止されます。これにより生活福祉資金貸付事業など低所得高齢者への支援が課題になると見込まれています。また、新型コロナウイルス感染症などによる経済の低迷や社会的孤立を背景に、生活困窮世帯や子どもの貧困問題に対し、生活支援や就労支援の取り組みの充実・強化が必要となっています。

○神奈川県が実施した「ひきこもりの現状と支援に関する調査」結果では、引きこもり状態になってから初めて相談するまでの期間が、「6か月から1年未満」が最も多く、続いて「2年から3年未満」「3年から5年未満」と続いています。次いで「10年から15年未満」となっています。相談するまでの期間が長く、地域から孤立していることが窺えます【図8】。

○ひきこもりと同時に抱えている課題では、「家族との緊張・対立関係」が最も多くなっていますが、「就学先・就労先がない」「生活困窮」もあげられています【図9】。

図8 ひきこもり状態になってから、初めて相談するまでの期間

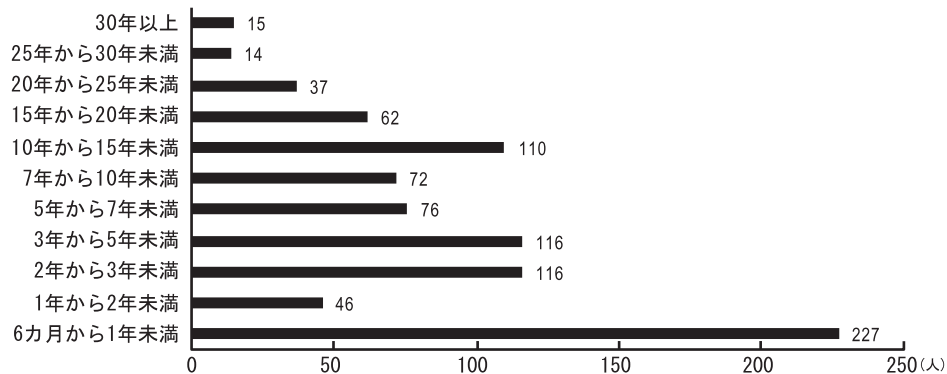
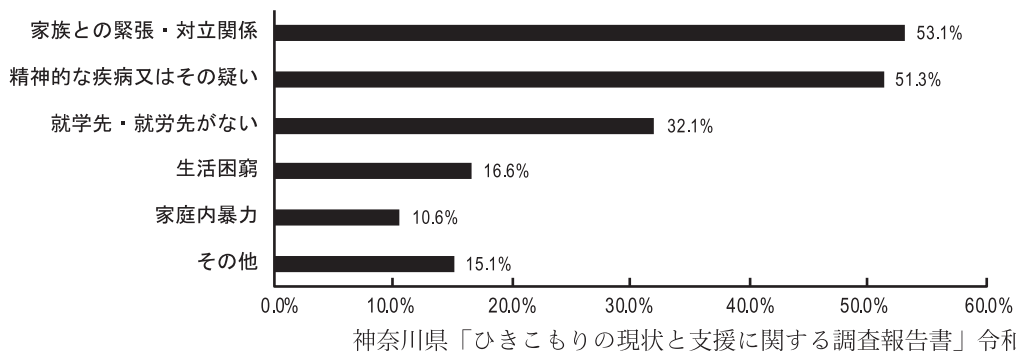
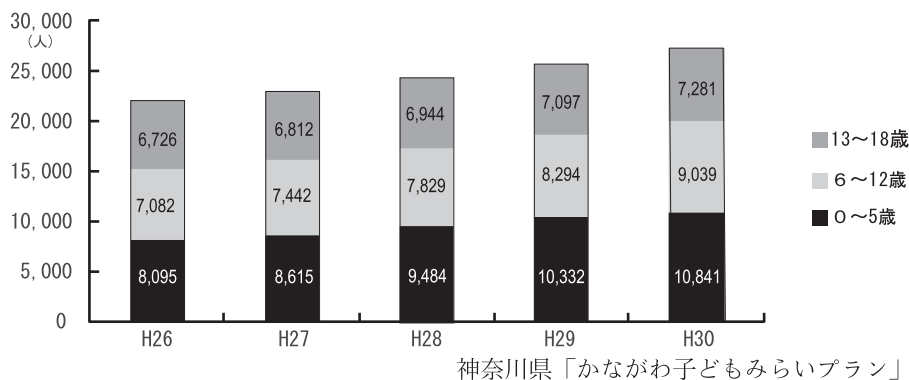


図9 ひきこもりと同時に抱えている課題（複数回答）



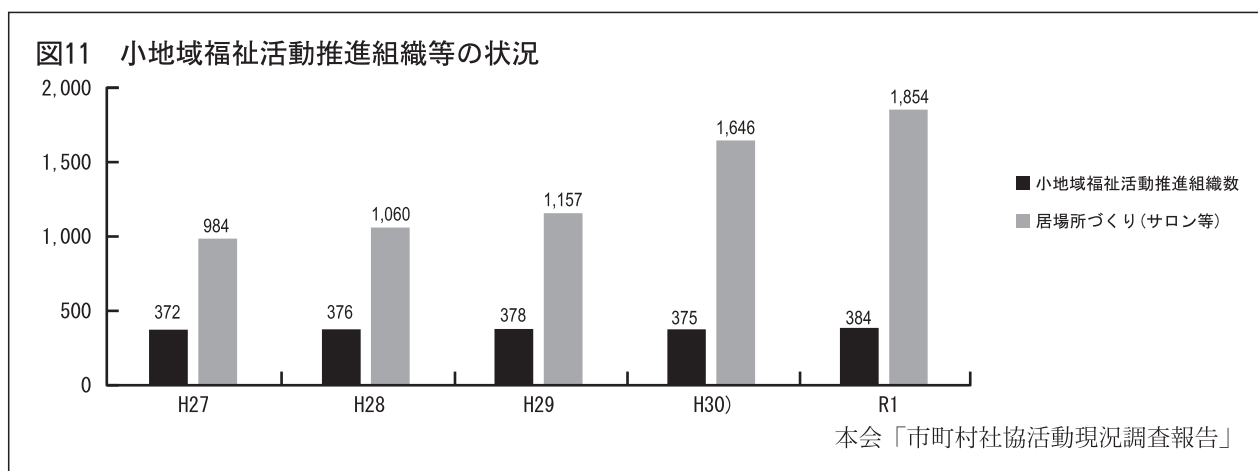
○県内の在留外国人の子どもの数は増加傾向にあります【図10】。外国にルーツをもつ子どもたちを対象とした学習支援などの居場所では、子どもたちの抱える貧困など困難な課題の大きさが把握されています。

図10 在留外国人のこどもの数の推移（神奈川県）

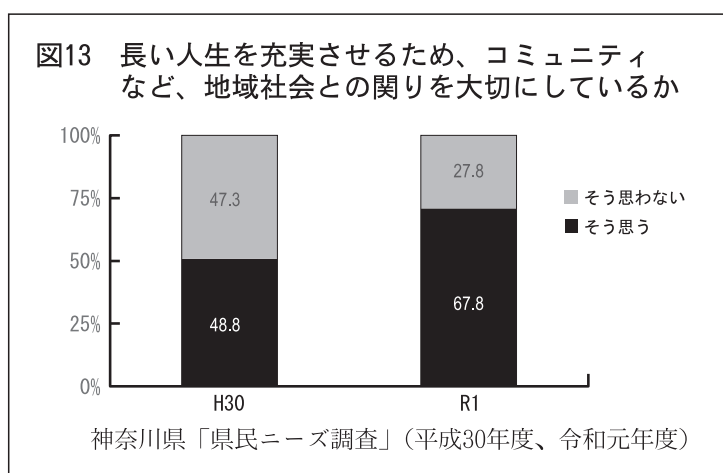
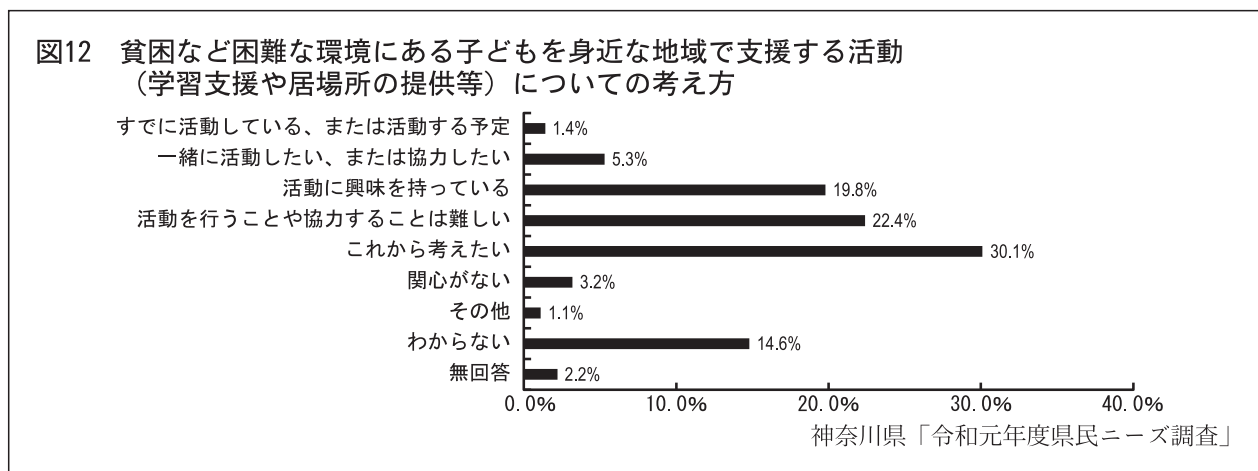


3. 地域福祉の担い手の多様化

○県内の小地域福祉活動推進組織数は、ほぼ一定となっていますが、サロン活動等の身近な地域での居場所づくりの取り組み数は5年間で倍増しています【図11】。

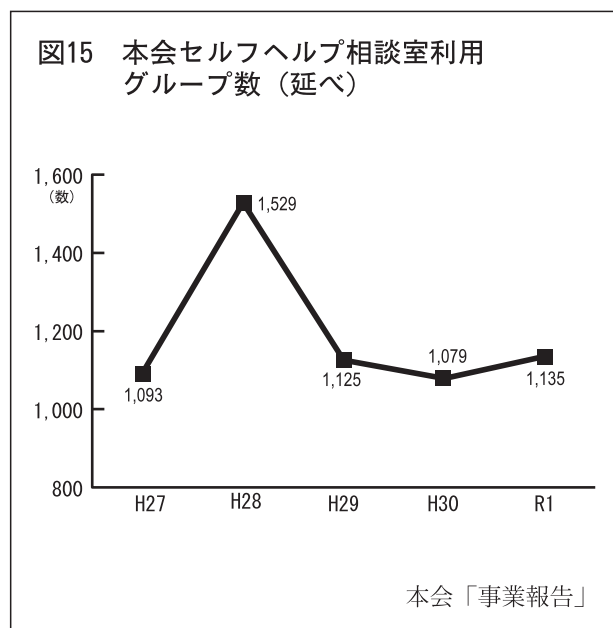
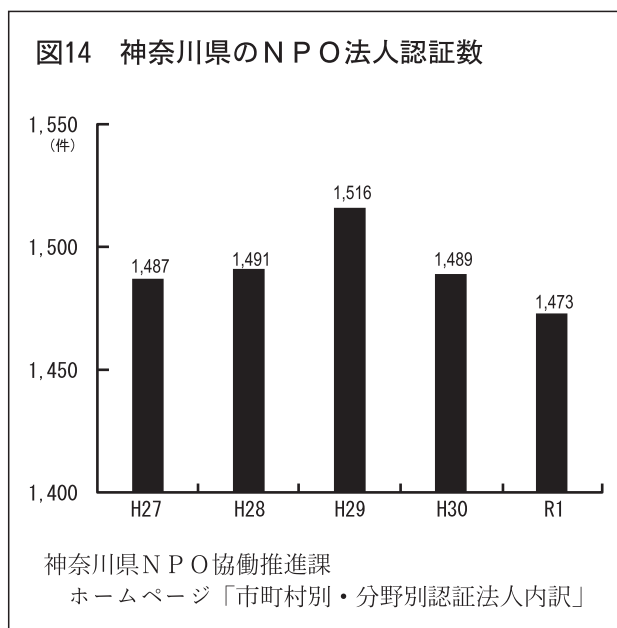


○県民ニーズ調査からは、「貧困など困難な環境にある子どもを身近な地域で支援する活動（学習支援や居場所の提供等）についての考え方」では、「すでに活動している、活動する予定」「一緒に活動したい、協力したい」「活動に興味を持っている」と回答した人が26.5%となり、「活動を行うことや協力することは難しい」の19.8%を上回っています【図12】。

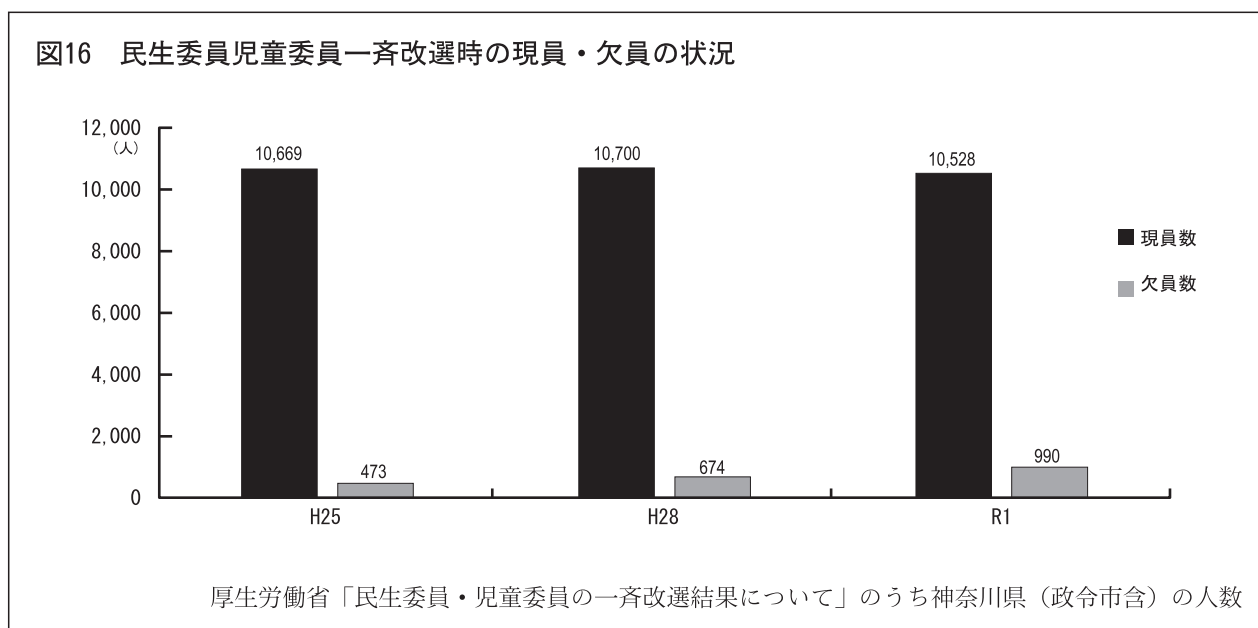


○また、「長い人生を充実させるため、コミュニティなど、地域社会との関りを大切にしているか」では、「そう思う」との回答が増加しています【図13】。

○県内で活動する NPO 法人の認証数や本会セルフヘルプ相談室利用グループの利用数は、ほぼ横ばいとなっています【図14】 【図15】。



○一方で、民生委員のなり手不足が課題となっています。一斉改選後の欠員数は増加しており、一人ひとりの委員の負担が増えています【図16】。



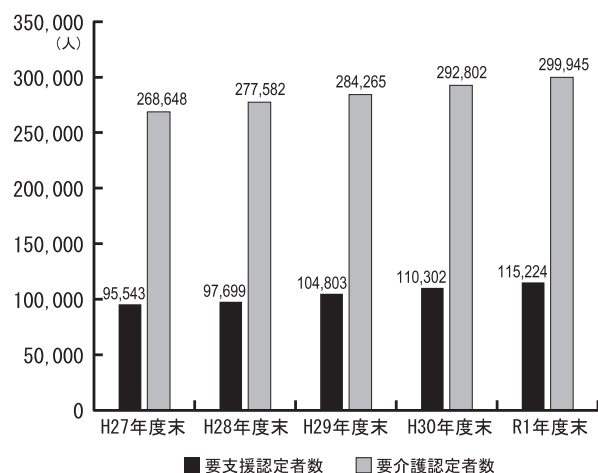
○「子どもを身近な地域で支援する活動」や「地域社会との関わりを大切に考える」意識の高まり、NPO 法人の認証が一定の数で推移する中で、地域住民が福祉活動に参加できる機会につなげ、住民参加による支え合いの地域づくりを推進していく必要があります。

4. 権利擁護の取り組みの充実

○高齢化の進展に伴い、本県の要支援・要介護認定者は年々増加しています【図17】。

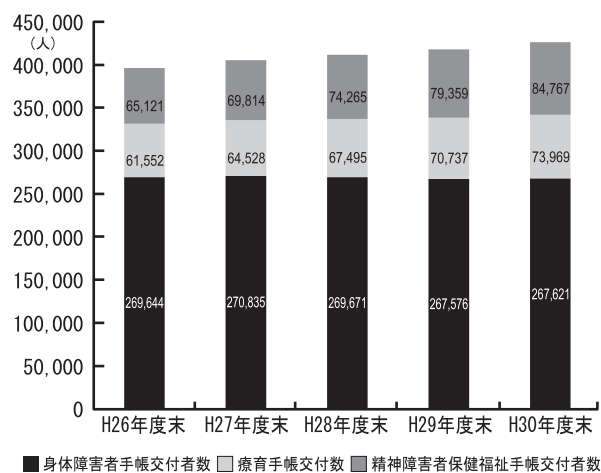
○障害のある人については、身体障害者手帳の交付者数は横ばいとなっていますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付数は年々増加しています【図18】。

図17 要支援・要介護認定者の推移



神奈川県「介護保険事業状況報告」

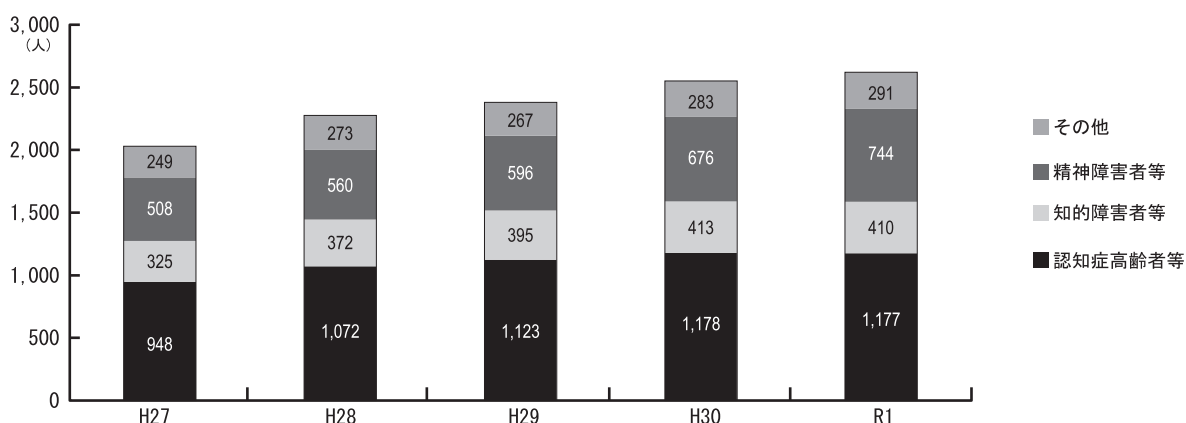
図18 障害者手帳交付者数の推移



神奈川県「神奈川県福祉統計」

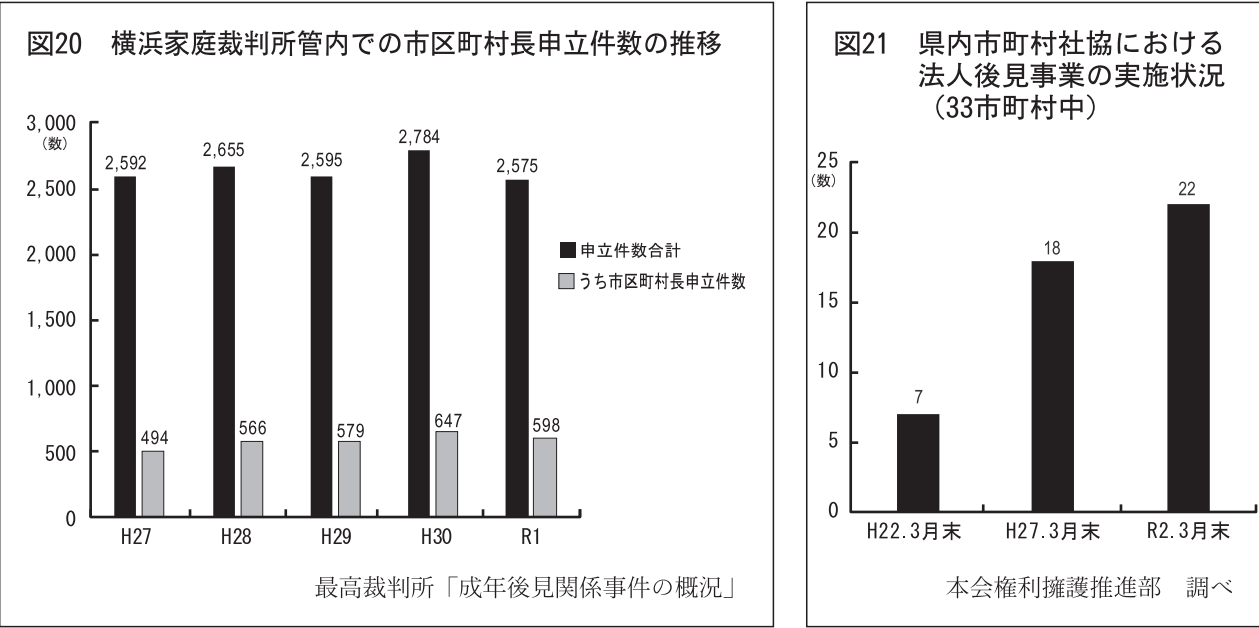
○認知症や障害などにより判断能力が十分でない方の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を支援する日常生活自立支援事業の契約利用者数は、年々増加しています。利用者の内訳では、認知症高齢者が最も多くなっていますが、最近の5年間では、精神障害者等が46.5%の増加となっています。障害のある人の地域生活移向や定着支援を進めるうえで、金銭管理支援が必要とされていることが推測されます【図19】。

図19 日常生活自立支援事業契約利用者数

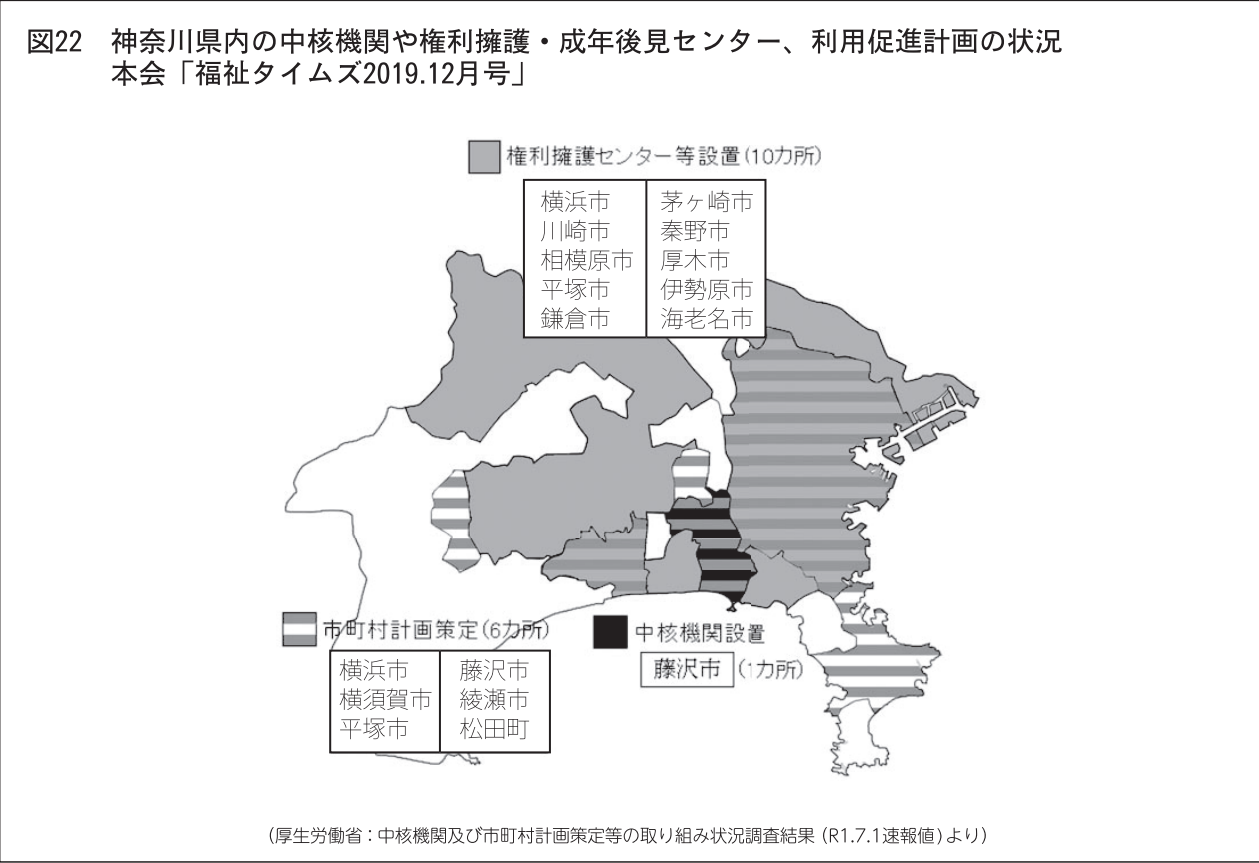


全国社会福祉協議会ホームページ

○本県の成年後見の申立て状況では、市区町村長による申立てが全体の2割を超える状況が続いています【図20】。また、県内の市町村社協では、法人後見を実施する社協の数が増加しています【図21】。



○平成28年度に制定された成年後見制度利用促進法を受けて閣議決定された「成年後見制度利用促進計画」においては、利用者がメリットを感じる制度への運用改善に向けて、市町村において成年後見制度利用促進にかかる計画を策定することや、地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置などが求められており、【図22】の状況となっています。

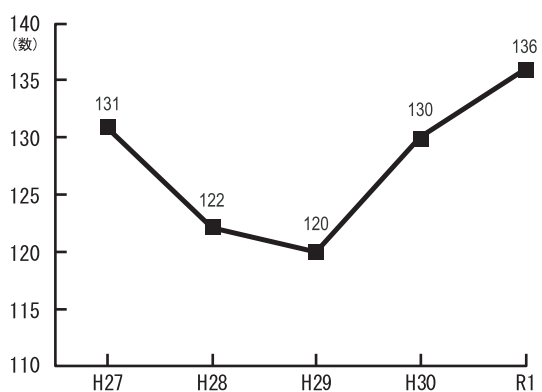


○運営適正化委員会での福祉サービスの苦情相談件数は、ここ5年間は、ほぼ横並びの状況となっています【図23】。

○本県の児童相談所における虐待相談受付件数は、年々増加し、平成26年と平成30年では、2.4倍となっています。虐待を受けた子どものケアの充実、家庭への支援が大きな課題となっています【図24】。

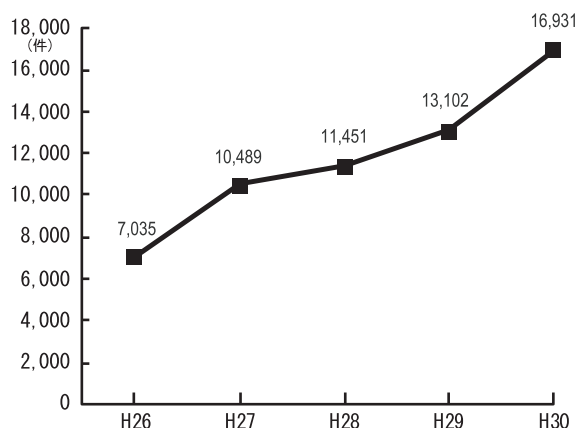
○認知症高齢者等の増加などによる判断能力が十分でない方の尊厳のある暮らしを守るため、地域での権利擁護の体制づくりが求められています。

図23 かながわ福祉サービス運営適正化委員会苦情受付件数の推移



本会「事業報告」

図24 児童相談所における児童虐待相談受付件数の推移

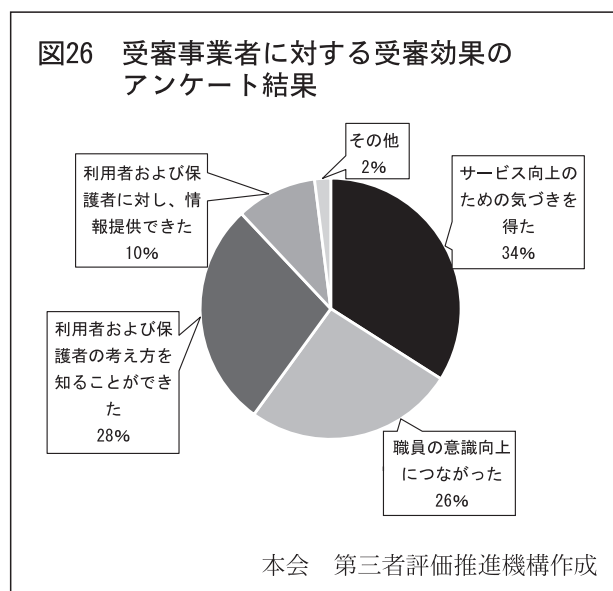
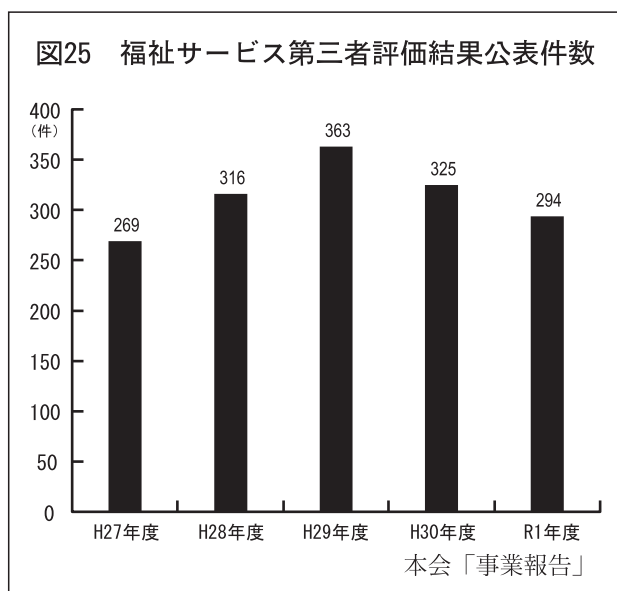


神奈川県「平成30年神奈川県福祉統計」

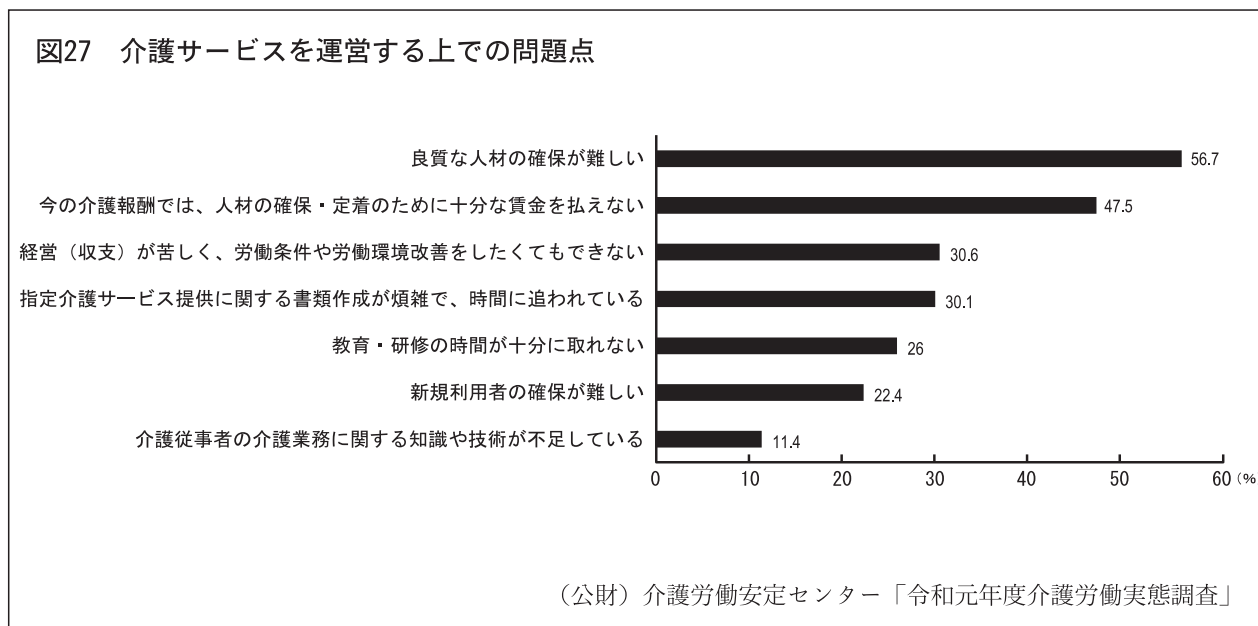
5. 質の高い福祉サービスの提供への取り組み

○福祉サービス第三者評価の受審件数は、ここ数年300件前後となっています【図25】。国では、平成28年に福祉サービス提供開始時の重要事項説明書に第三者評価の実施に関する項目を追加しました。

受審した事業者からは、その効果について、【図26】のような意見が寄せられています。



○令和元年度の介護労働実態調査では、介護サービスを運営する上での問題点について、人材の確保に関することが上位を占めています。高齢化の進展、稼働年齢層の減少の中、福祉サービス事業を安定的に提供するために、福祉・介護人材の確保が引き続き大きな課題となっています【図27】。

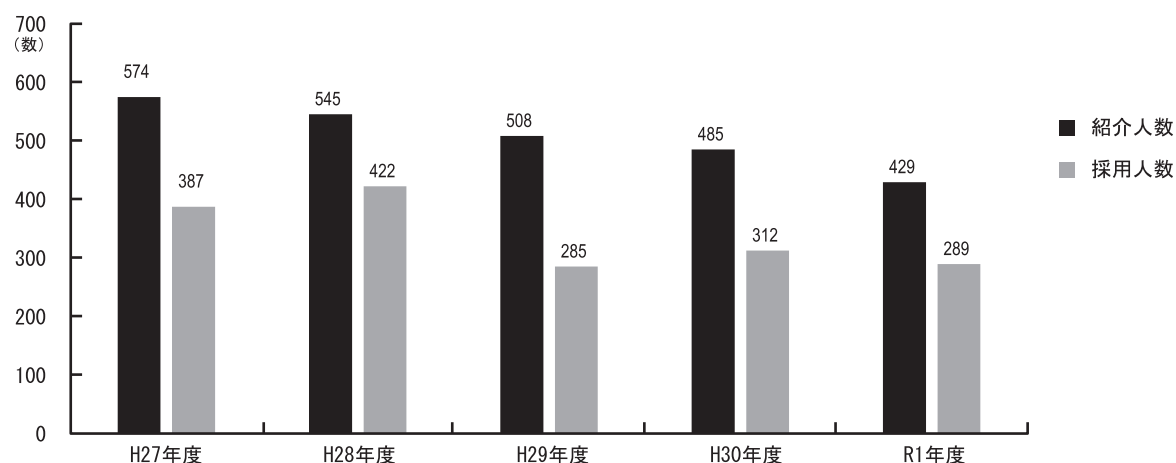


6. 福祉・介護人材の確保・定着・育成

○介護人材については、介護職員として働く人の数は、2025（令和7）年には約2.5万人の介護職員の不足が予測されています（厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる受給推計（確定値）について」（平成27年6月））。

○本会福祉人材センターの無料職業紹介事業におけるマッチング率は、60～70％となっています【図28】。

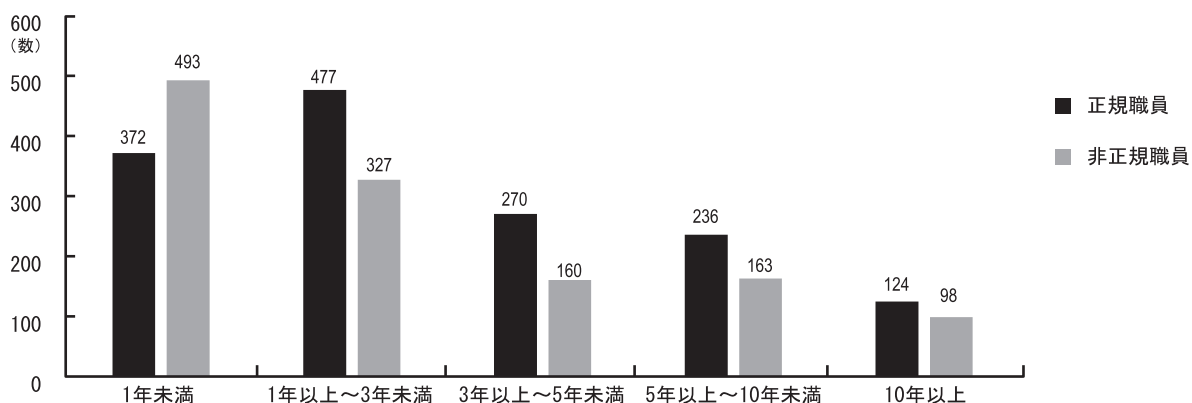
図28 かながわ福祉人材センター紹介人数および採用人数の推移



本会「事業報告」

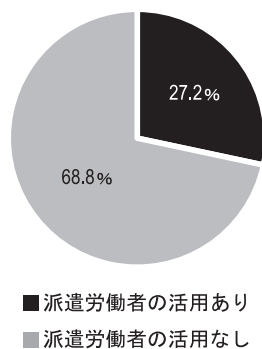
○県内で社会福祉事業等を営む福祉施設・事業所を対象とした「令和元年度社会福祉施設等の人材確保に関する需要調査」の平成31年1月から令和元年12月までの、直接援助事業に従事していた個々の職員の離職状況では、3年未満の離職が正規・非正規共に離職者の半数を超えています【図29】。また、人材派遣の活用とその理由では、産休・育休職員の代替以外の理由による職員欠員補充のため（直接援助職員）が半数を超えています【図30】【図31】。

図29 社会福祉施設等の職員の離職状況について



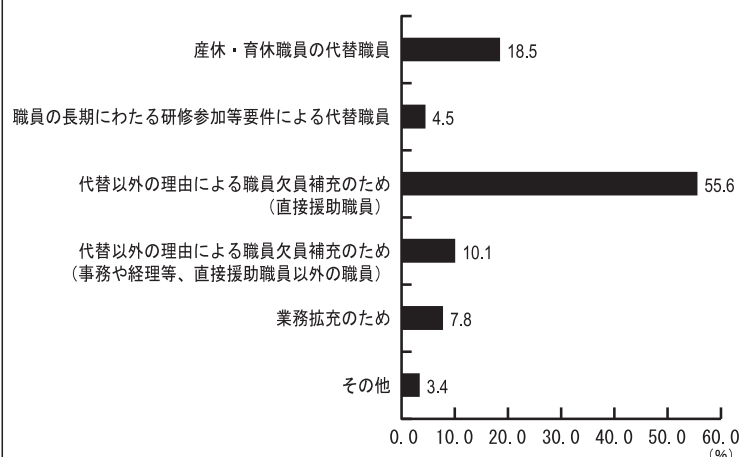
かながわ福祉人材センター「令和元年度社会福祉施設等の人材確保に関する需要調査」

図30 人材派遣の活用状況について



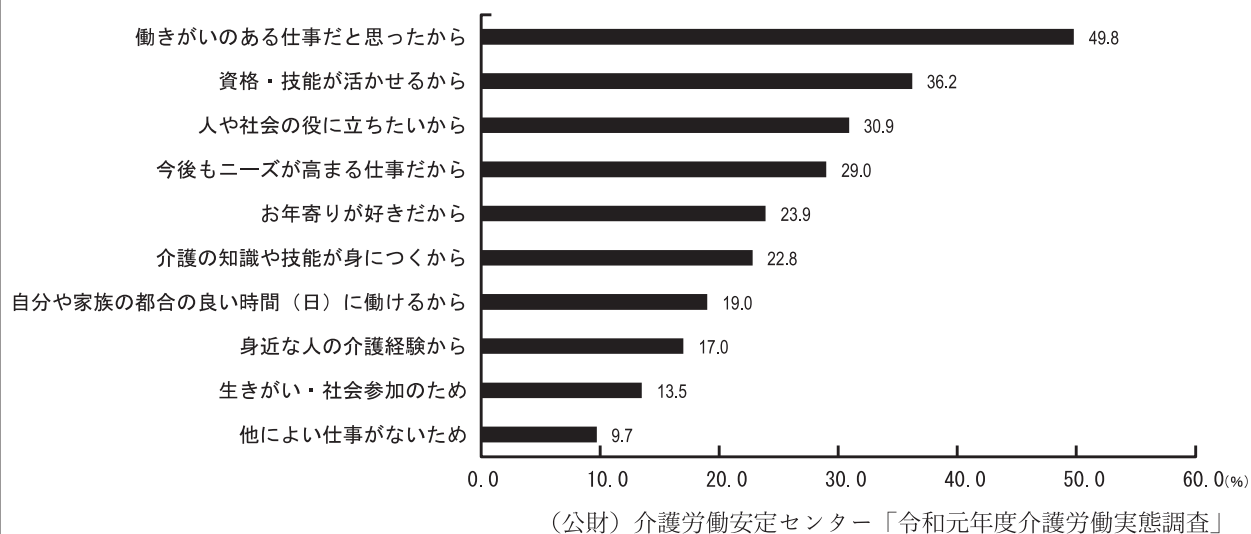
かながわ福祉人材センター「令和元年度社会福祉施設等の人材確保に関する需要調査」

図31 人材派遣を利用した理由



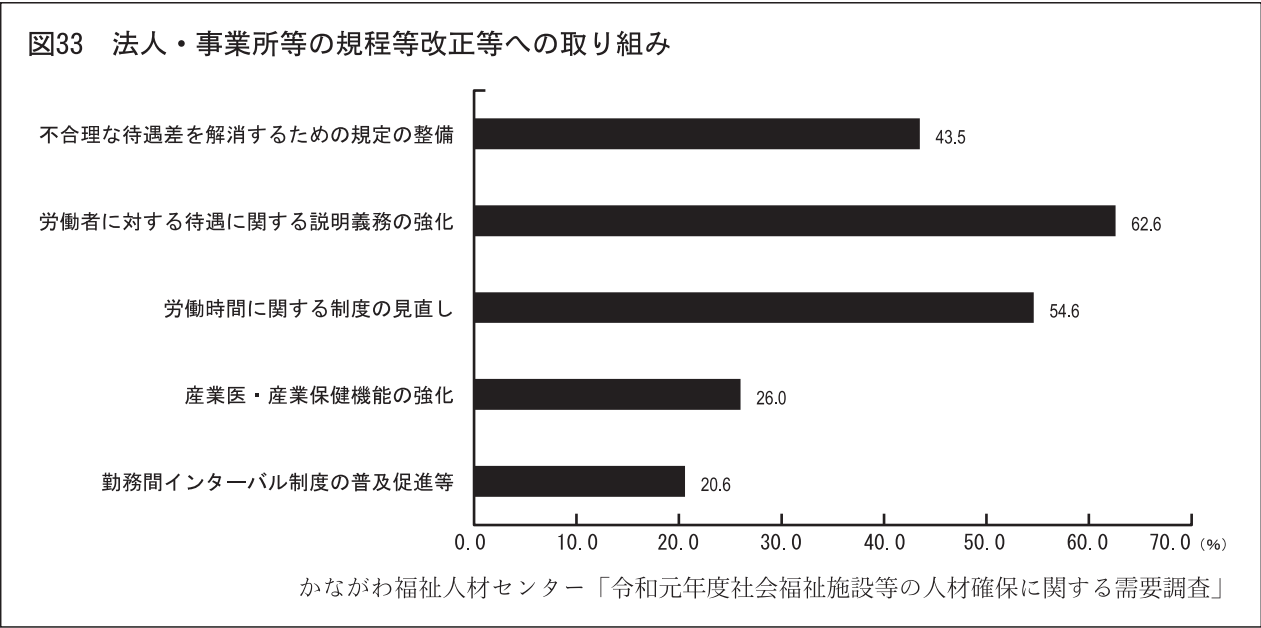
○令和元年度介護労働実態調査では、介護の仕事を選んだ理由として、「働きがいのある仕事だと思ったから」が半数を超え、次いで「資格・技能が活かせるから」「人や社会の役に立ちたいから」と続いています【図32】。

図32 介護の仕事を選んだ理由



（公財）介護労働安定センター「令和元年度介護労働実態調査」

○「働き方改革」により、多面的な労働環境改善が求められる中、法人事業所の規程等改正等への取り組み状況では、「労働者に対する待遇に関する説明義務の強化」の実施済み率が高くなっています【図33】。



○少子高齢化の進行、高齢者人口の全人口に占める割合の増加、労働力人口の減少等による福祉人材の不足が予想されています。福祉サービスの需要とのバランスを考えると、福祉関係者は、今以上に福祉人材の確保・定着・育成に向けて、福祉・介護の仕事への適切な理解を広げていくことや多様な働き方ができる環境整備が求められています。

参考資料 2

神奈川県社会福祉協議会 活動推進計画（平成28～令和2年度）の成果と課題

基本目標Ⅰ 多様な主体の参加による支え合いの地域づくりの推進

【推進項目Ⅰ-1】多様な主体による地域福祉活動の推進

計画事業	Ⅰ-1-(1) ボランティア・市民活動の推進
〔成果〕 ○多様な主体の参加と協働による福祉社会づくりに向け、それぞれの課題に応じて、セルフヘルプ・グループや市町村社協、ボランティア・NPO等の関係者と協働の場づくり、人材育成等に取り組むとともに、課題に応じた住民活動の促進にむけた助成事業の見直しをすすめた。これにより、課題解決に向けたそれぞれの活動の活発化や関係者間の協働の促進につながった。 〔課題〕 ○地域の福祉課題の複雑化・多様化を受けて、セルフヘルプ・グループや住民活動も多様に広がってきている。それぞれの現状・課題を押さえつつ、県域機関として、市町村域でカバーできない課題等への対応の強化等、機能・役割を整理し、これからの事業展開方策を明確化していく必要がある。	
計画事業	Ⅰ-1-(2) 民生委員児童委員活動との協働
〔成果〕 ○地域福祉推進の重要な担い手である民生委員児童委員で、「仕事・子育て・介護をしながら」活動する委員について、アンケートを実施し、その実態を神奈川全域を対象とした会議で共有した。さらに、より活動しやすい環境をつくるためのヒアリング調査や、新任民生委員のやりがいに焦点を当てた研修を実施した。これにより県内の共通課題である担い手づくり、担い手確保についての対応を進めることができた。 〔課題〕 ○包括的支援体制の整備において、住民に身近な民生委員児童委員の役割が大きい中、個々の会員が協議の場面において情報共有や意見を本会会員として述べられる仕組みづくりなど、より多くの参加を得られる工夫が必要となっている。	
計画事業	Ⅰ-1-(3) 市町村社会福祉協議会との協働
〔成果〕 ○市町村社協を軸に県や市町村行政等、さらには多様な主体との連携・協働による地域共生社会の実現に向け、地域福祉推進の中核である市町村社協の機能強化に向けた支援のため、社協における総合相談の方向性の検討を実施した。これら市町村社協への関わりにより、市町村域における地域福祉の展開の支援につながり、県域組織としての企画調整機能を発揮した。 〔課題〕 ○市町村社協との協働の推進のため、本会として他の部所で実施している事業から見える市町村社協や市町村域の状況について共有する機会を設け、市町村社協に事業ごとではなく総合的に関わる方法を検討する必要がある。 ○地域共生社会の実現に向けて、住民を含め様々な機関や団体などの担い手の拡大が必要であり、本会として市町村社協、福祉施設・事業所など会員をはじめとした関係機関・団体と協働して事業を展開することが求められる。	

【推進項目 I - 2】 自立した生活を地域で支える取り組みの支援

計画事業	I - 2 -(1) 権利擁護の体制づくりの推進
〔成果〕 ○判断能力が十分でない高齢者や障害者が身近な地域で安心して暮らすことができるよう、市町村社協では日常生活自立支援事業や法人後見事業、市民後見人養成の取り組みを拡充し、市町村域の権利擁護の体制づくりを進めた。市町村社協のこれらの取り組みから把握された身元保証問題や死後事務などの課題が顕在化する中、県域全体の実態を調査したデータの提供などにより、市町村社協の権利擁護関連事業のバックアップを行った。これにより、現場で把握された課題を原点として、関係する機関や団体を横断的につなぐ等の調整機能を発揮し、関係者間の協働を進めながら事業を展開し、身近な地域における権利擁護の体制づくりにつながった。 〔課題〕 ○成年後見関連の国施策の動向や先進事例の情報の共有・発信により、地域の権利擁護体制づくりを支援している。今後も日常生活自立支援事業や成年後見に関する事業のほか、本会が蓄積するデータから把握された地域特性を踏まえながら、権利擁護の事業推進について引き続き行政や専門職団体と協働しながら進めていく必要がある。 ○包括的支援体制に大きく関わる権利擁護の地域連携ネットワーク構築に向けては、アドバイザー等専門職派遣事業を通じてノウハウを提供し、さらに権利擁護ネットワーク構築を進める必要がある。	
計画事業	I - 2 -(2) 生活困窮者等を地域で支える取り組みの推進
〔成果〕 ○経済的な困窮や社会的孤立など複合的な生活課題を抱える人々が身近な地域で安心して生活ができるよう、地域の中で関係機関・団体の連携による総合相談・就労支援等の体制づくりに向け、地域の関係機関と連携して行っている個別支援を入口に、ネットワークの形成などにつながった。また、本会実施の各事業とも連携して相談員等の研修を実施し、個別支援についての専門性向上を図ることができた。これらにより、福祉現場の課題把握と主体間の協働が促進され、市町村域の地域福祉の展開につなげることができた。 〔課題〕 ○社会福祉法人が専門性を活かし、公益的取り組みを進めるには、地域で連携して行うことが必要であり、地域での課題意識の共有やその対応に向け、社会福祉法人や市町村社協、民生委員児童委員などが取り組みを進めるために、本会事務局内での課題共有と共に会員間や部会間での協議を行い、個別支援を市町村域における包括的支援体制整備へとつなげる事業展開が必要である。	
計画事業	I - 2 -(3) 生活福祉資金貸付事業を通じた自立生活の支援
〔成果〕 ○経済的な困窮や社会的孤立等の複合的な生活課題を抱える人々が地域で安心して暮らすことができるよう、国や全社協における生活福祉資金貸付事業のあり方検討の動向を注視しつつ、市区町村社協の取り組みの支援を図るため、相談から償還までの課題を把握し、事業実施上の課題を整理した。あわせて、複合的な課題を抱える相談者への対応について効果的な自立支援につなげる取り組みを目指し、事例検討などの研修を実施した。このような取り組みにより、相談支援の現場の課題把握とともに国などの事業のあり方も見据え、調整機能を発揮しながら本事業を適切に実施できた。 ○特例貸付を中心に、コロナ禍において生活困窮となった世帯への貸付を実施した。市町村社協では、特例貸付の相談を切り口に、住民の生活課題に新たな関わりを始めている社協も把握されている。 〔課題〕 ○本事業により、世帯が家計管理の能力を高められるための支援、また、貸付の可否ではなく地域住民を支援する視点で本事業を推進するために、相談員への研修や事例検討等による専門性の向上、市区町村社協へのバックアップ体制の強化を継続する必要がある。 ○生活福祉資金は、経済的な支援が必要となった場合に緊急的手段として活用されることが多いが、本来の資金貸付を手段とした生活支援の役割を一層求められることが想定されるため、県域の取り組みの共有化と活動の活発化を促す必要がある。	

基本目標Ⅱ 安心して生活できるための福祉サービスの充実

【推進項目Ⅱ-1】社会福祉事業の発展に向けた法人・施設の活動の支援

計画事業	Ⅱ-1-(1) 社会福祉法人・施設等の専門性を活かした活動の支援
〔成果〕 ○種別を横断した福祉課題に対応し、福祉サービスの充実に図るための研修会や事例報告会等を経営者部会・施設部会、全国経営協議会との共催により開催し、また社会福祉法人の公益的な取り組みについて、会員法人の活動をホームページで公開し共有化を図った。このように部会等により会員の直面する課題等を把握し、その対応について主体間の協働を促進し、県域・広域課題への対応を目指し、社会福祉法人が多様化・増大する福祉ニーズへ対応する力を高め、会員法人・施設の福祉サービスの質の向上につながった。	
〔課題〕 ○福祉サービス利用者の複合的な課題への対応や社会福祉法人としての使命を果たすため、法人の取り組みや先進事例を把握し、現状分析を行い、社会福祉法人の活動を推進する必要がある。 ○福祉サービスの質の向上のため、部会・種別協議会の活動として、国・県等の施策動向の把握・情報提供、共通課題の把握と対応策の検討や会員の取り組みの実態把握を継続する必要がある。	
計画事業	Ⅱ-1-(2) 福祉サービスの評価活動の推進
〔成果〕 ○福祉サービス事業者の業務改善を促進するため、自己評価活動の取り組みを支援するとともに、福祉サービス第三者評価事業では、県全域で国の評価基準ガイドラインを導入し、第三者評価の実施により受審事業者の実践力の強化につながるよう取り組んだ。これにより受審の効果として、サービス向上のための気づきや職員の意識向上につながる結果となった。また、会員支援の一環として、経営者部会等における受審料一部助成制度を導入し、受審促進を図った。	
〔課題〕 ○第三者評価事業で把握された課題等について、本会の他の事業でも活用し、福祉サービスの質の向上につなげていく取り組みが必要である。	

【推進項目Ⅱ-2】権利擁護と生活支援の取り組みの推進

計画事業	Ⅱ-2-(1) 福祉サービスの苦情解決の推進
〔成果〕 ○福祉サービス利用者の権利擁護の実現として苦情相談の解決に取り組み、福祉サービス運営適正化委員会の着実な運営を実施した。様々な母体の事業所が福祉サービスを実施し、多様な背景を持つ従事者が増える中、事業者の規模が小さい等、職場内での研修実施や職員の研修派遣が難しい事業者が増えていることが苦情相談の中から把握されている。その中、事業者の苦情解決能力の向上に向けた研修の実施や講師派遣、訪問調査などを実施した。これにより県域の組織として企画調整機能を発揮しながら、苦情対応だけでなく事業者の意識向上にも取り組み、苦情解決の取り組みを通して利用者の権利擁護と福祉サービスの質の向上につながった。	
〔課題〕 ○事業者における苦情解決の取り組みを福祉サービスの質の向上につなげ、苦情解決の機関として第三者性を保ちながら、苦情相談等により把握された課題について、本会の他の事業にもフィードバックできるような仕組みの検討や事業者への支援メニューの検討が必要。	

基本目標Ⅲ 福祉サービスの質の向上に向けた人材の確保・定着・育成の取り組みの強化

【推進項目Ⅲ-1】福祉・介護人材の確保に向けた取り組みの強化

計画事業	Ⅲ-1-(1) 福祉人材センター機能の強化
〔成果〕 ○福祉・介護人材の確保に向け、個別相談や仕事体験・見学等と各種セミナー・養成研修を通し、学びから就労へと継続した支援を行う取り組みを、地域や時期を考慮し計画的に実施した。地域展開により、求人求職者への相談支援をより身近なところで実施することで人材の確保にもつながっていると考えられ、また福祉施設等が仕事のやりがいや魅力、必要とする職員像を求職者などへ直接伝えていくための手段ともなっている。県域を対象とした人材センターの個別相談をはじめとした事業と身近な地域での事業とそれぞれの特性を踏まえて実施し、県域のセンターとしての機能を生かし取り組んだ。 〔課題〕 ○人材確保に向け、継続した取り組み及び県域の専門機関としての機能の一層の強化が必要である。 ○無料職業紹介事業における個別相談や就労支援ガイダンスと年齢層別、資格取得の状況等をふまえた各種セミナーや養成研修を組み合わせた事業を県内の地域展開を視野に実施しているが、このような学びから就労まで継続した支援事業の充実が必要である。	
計画事業	Ⅲ-1-(2) 福祉・介護の仕事の理解促進に向けた取り組みの充実
〔成果〕 ○児童・生徒等に向けた福祉の仕事理解促進のための広報・周知事業の強化を行った。また、地域において福祉の仕事の魅力を知ってもらうための機会づくりや、幅広い世代に向けたリーフレット・ホームページなどによる啓発を実施した。その過程では教育関係等とも調整し、県域の組織として企画調整機能を発揮して事業展開を実施し、高校生のインターンシップ（令和2年度は中止）や出張介護授業についての実績が増加した。 〔課題〕 ○福祉の仕事の理解促進に向け、継続する必要がある。	
計画事業	Ⅲ-1-(3) 資格取得並びに有資格者の就労支援を目的とした各種貸付事業の実施
〔成果〕 ○新たな介護人材である外国人留学生支援も視野に、介護福祉士修学資金の連帯保証人を法人でも対応できるよう要件の緩和を図り、貸付要件の緩和による資金活用が促進された。 〔課題〕 ○関係機関・団体からの留学生支援のための相談及び情報収集や交換等を行っているが、新たな介護人材確保に向けた取り組みを今後も継続することが必要となる。 ○修学資金による資格取得と就労支援の展開について、他制度等との調整を図りながら事業を実施するなど、従事者の定着に向けた取り組みの一層の強化が求められる。	

【推進項目Ⅲ-2】福祉・介護事業従事者等の育成・定着の取り組みの充実

計画事業	Ⅲ-2-(1) 福祉人材育成研修の充実
〔成果〕 ○福祉従事者の専門性の向上に向け、基幹研修のキャリアパス対応生涯研修課程と階層別・職務別課題研修について、体系的に研修を実施した。さらに、従事者の定着・育成に向けて、研修センターの機能・役割、研修事業の方向性を関係者と検討し、育成の取り組みが定着につながることを意識し、様々な年齢やキャリアの従事者を対象とすることを視点に、研修プログラムを見直した。地域の組織としての企画調整機能を発揮し、これらを実施することで従事者の専門性向上につながった。 〔課題〕 ○多様な背景を持つ従事者が参入する中、職場内の育成と併せて研修センターの研修を活用した人材育成について、検討し情報発信する必要がある。	
計画事業	Ⅲ-2-(2) 資格取得支援に向けた取り組みの実施
〔成果〕 ○介護支援専門員の確保と専門性の向上について、実務研修受講試験から研修の過程の中で、現任の介護支援専門員とも協働して実施ができた。さらに、その過程で把握された研修課題は、資質向上研修などの専門性の向上に向けた取り組みに活かすことができた。 〔課題〕 ○介護人材確保に向けた養成研修の実施が課題である。介護人材の入り口研修である「介護に関する入門的研修」は、市町村社協等との協働で開催し、その地域の福祉人材の確保や地域福祉活動の人材確保の面もある。地域の組織として、このような市町村域との協働事業の継続が求められる。	
計画事業	Ⅲ-2-(3) 福祉・介護事業者等の人材養成の取り組みの支援
〔成果〕 ○施設等の職員育成への取り組みとして、身近な地域での研修の場づくりを実施するとともに、法人内の研修プログラムへの助言や講師等の情報提供により、地域の専門研修機関の機能を生かし事業展開を行った。本会と市町村社協の関係性を生かして、身近な地域で実施した研修では、参加のしやすさと共に、市町村社協にとっては会員である福祉施設等への支援や地域の福祉サービスの質の向上などの地域への貢献につながる取り組みとなった。 〔課題〕 ○従事者育成支援の取り組みとして、研修の地域展開や動画配信による研修など、県域での研修参加が難しい場合の対応を状況に合わせ展開する必要がある。	

基本目標Ⅳ 県社協組織・活動基盤の整備

【推進項目Ⅳ-1】 共通課題の解決に向けた情報発信機能の発揮

計画事業	Ⅳ-1-(1) 福祉関連団体等との協働の促進
〔成果〕 ○様々な団体により構成されている第2種・第3種正会員連絡会において、事前アンケートを基とした意見交換会を実施するなど、共通課題やテーマを様々な方法で探りながら事業を実施した。これにより、それぞれの団体の課題を把握し、主体間の協働を促進した。 〔課題〕 ○アンケートでは、第2種・第3種正会員連絡会から当事者団体や専門職団体ならではの視点から様々な意見が提出され、これらを本会として共有し、事業展開に生かす必要がある。	
計画事業	Ⅳ-1-(2) 課題共有・情報発信機能の発揮
〔成果〕 ○幅広い団体等が参加する本会の特性を生かし、福祉に関する情報や課題を広報紙、ホームページ、SNS等を活用し、情報の提供を行った。また、政策提言活動を実施し、本会の役割を踏まえた福祉現場が直面する課題の集約と共通課題の解決に向けた動きがとれた。 〔課題〕 ○地域共生社会の実現に向け、分野種別を超えた横断的な取り組みが必要であり、そのためには情報が共有される必要がある。それぞれのツールの特性を意識しつつ、会員や県民が必要な情報を発信していく必要がある。	

【推進項目Ⅳ-2】 県社協組織・活動基盤の整備

計画事業	Ⅳ-2-(1) 組織・活動基盤の整備
〔成果〕 ○入会の案内チラシや神奈川県社会福祉センターの協賛金募集などにより、積極的な呼びかけを実施し、会員加入の促進及び財源確保につながった。 ○本会職員育成については、外部研修の実施や嘱託員等の人事評価制度と給与体系の見直しなどによる育成環境の整備を実施し、定着率の向上につながった。 〔課題〕 ○本会が県域の機関として地域福祉を推進するには、協議会としての組織力が不可欠であり、国や県の制度・施策動向の把握に努め、関係者も含めた県社協全体で協議し合意形成を図りながら実践することが必要である。 ○会員支援のあり方や本会事業・運営に参加する意味を改めて整理し、本計画事業における経営者部会、施設部会と各種協議会が自主的な活動として取り組む意味、県社協として取り組む事業の意味の違いを確認し、両者の関係性を基本スタンスとしてまとめ、新たな会員制度の検討と併せて検討する必要がある。	
計画事業	Ⅳ-2-(2) 神奈川県社会福祉センター（仮称）の整備
〔成果〕 ○神奈川県社会福祉センターの整備について、着実に進めた。 〔課題〕 ○神奈川県社会福祉センターの機能である「福祉関係団体の連絡調整・交流拠点」「福祉・介護・保育人材の養成・育成拠点」「情報発信の拠点」「災害時における福祉的支援の民間拠点」の機能を活かし、会員をはじめとした関係機関・団体との協働をより意識して事業を実施することが必要である。	

○災害支援の取り組み

〔成果〕

- 市町村社協の災害ボランティアセンター設置運営訓練や研修会等で、感染症対策や運営にかかる助言や情報提供を実施した。
- 令和元年度の台風災害では、関東ブロック都県・指定都市社協の相互支援協定並びに全社協の派遣依頼に基づき、南房総市、長野市に職員を派遣。川崎市、相模原市は県内初の災害ボランティアセンターを立ち上げ、本会でも災害対策本部を立ち上げ相模原市社協の要請に応え対応を図った。
- 県、関係機関等が協働し、大規模災害時における高齢者や障害者など要配慮支援のために設置された「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク」に参画したほか、研修会をネットワーク構成団体、県・市町村の職員等を対象に開催。実際に被災した施設の復旧の状況等を共有し、今後の取り組みに資するものとなった。

〔課題〕

- 災害ボランティアセンターの国庫負担金の導入に伴い、各市町村における行政・社協間の委託契約に向けた関わりが必要である。
- 相互支援協定並びに全社協依頼に基づく派遣は、期間等の根拠規定がなく、職員を派遣する側の体制確保が課題となっている。
- 本県の被災に備え、本会災害時福祉活動方針の策定や本会BCP計画策定等が必要である。

○コロナ禍での取り組み

〔成果〕

- 感染拡大防止に配慮し、会議や研修をオンラインや動画配信などの手法に切り替えて実施した。それにより、昨年度に比較してより多くの参加となった研修もある。
- 会員やともしびショップ、求人事業者等に対しアンケート調査を実施し、各団体での状況を把握した。それにより県へ要望書を提出するなどの取り組みや助成金情報の提供などを行った。
- 「コロナ禍におけるボランティアセンター事業と地域活動」など、コロナ禍の活動に関する意見交換や、上記アンケートを基にした研修会を実施した。参加者からは体験に基づいた話が聞け、業務に生かすことができるとの反応があった。
- 生活福祉資金や生活困窮者自立支援事業の実施により、適宜面談をする中で必要な支援につながり自立への見通しが持てたケースも把握させている。
- 社会福祉施設等応援職員派遣等調整事業により、コロナウイルスに感染した利用者の施設等に応援職員の派遣調整を実施。事業者間のネットワーク形成の契機となった。

〔課題〕

- それぞれの事業において感染症対策に配慮した事業実施とオンライン等の事業実施について、効果的な実施方法の検討が必要である。
- 人材確保においては、動画配信によるセミナー参加者は多いが、求職登録や応募につながりにくく、参加者へのフォローが課題となっている。
- 生活困窮者の支援については、コロナ禍だけの体制強化ではなく、自立支援に向け継続的な体制が必要である。また、市町村社協では、生活福祉資金の特例貸付相談を切り口に住民の生活課題に新たな関りを始めた社協もあり、県域の取り組みの共有化と活動の活発化を促す必要がある。

参考資料 3

平成28年（2016年）から令和 2 年（2020年）までの制度動向並びに本会の主な取り組み

（本文中の○付き数字は月を表す）

年号と主なできごと	区分	全般	児童	障害	高齢	生活困窮・更生保護	人材確保・育成
平成28年（2016年） ②総務省、平成27年国勢調査の速報値で初の人口減少を発表 ④熊本地震発生。益城町で震度7を記録。20万人が被災 ⑤米オバマ大統領が広島を訪問。平和記念公園で演説 ⑦相模原市の障害者支援施設に元職員が侵入。入居者46人を殺傷 ⑧リオデジャネイロオリンピック、パラリンピック開催	制度・施策等	③「改正社会福祉法」公布（4月施行）、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの実施の明確化 ④成年後見制度の利用促進に関する法律成立（5月施行） ⑥「ユニバーサル・億総活躍プラン」閣議決定 ②県民住宅供給公社と座間市が県内初となる「孤立死等防止対策」に関する協定締結 ④全国社会福祉法人協議会、協議会「社会福祉法人アクションプラン2020」策定 ⑥県「多言語支援センター」かながわ「かわ」開設 ⑦厚労省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ⑨内閣府、15歳～39歳の引きこもりの人が推計54万1千人以上との調査結果公表 ⑪全社協「法人社協モデル定款」改定版を策定	③「改正子ども・子育て支援法」公布（4月施行） ⑥「改正児童福祉法」公布（児童が権利の主体であることを明確化） ⑫「教育機会確保法」公布。不登校の生徒を国や自治体が支援することを明記 ③社会保険審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会、報告（提言）とりまとめ ③厚労省「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」とりまとめ ④厚労省「児童相談所強化プラン」策定。児童心理司などの専門職大幅増員を目指す	⑥「改正障害者総合支援法」公布（平成30年4月施行） ③県「神奈川県手話推進計画」策定 ⑪厚労省、ダウン症当事者への初の意識調査で「ダウン症の人の9割以上が「毎日幸せ」と感じている」との結果をとりまとめ	⑪県、独自の「かながわベスト介護」プロジェクト2016創設。頭等支援に携わる「子ども支援サポーター」の質や人材育成、処遇改善等について一定の水準を満たしていることを目指す ⑪県、ベネッセの「かながわ認定」を実施 ⑪県、団塊の世代が75歳以上となり、医療費や介護費が急増する2025年に向けた「神奈川県地域医療構想」策定	⑫再犯防止推進法公布・施行 ⑪県、生活保護世帯の子ども支援に関する「子ども健康育成プログラム」改定 ⑪県、ベネッセの「かながわ認定」を実施	⑪「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」公布（平成29年11月施行） ③厚労省外国人介護人材受け入れの在り方に関する検討会「経済連携協定等に基づく介護福祉士候補者等の重なる活躍を促進するための具体的な方策について」報告書とりまとめ ⑩厚労省外国人介護人材受け入れの在り方に関する検討会「E P A 介護福祉士の就業範囲に訪問系サービスの必要を追加するに当たって」報告書とりまとめ
	本会の主な取り組み	②「職員が育つ職場がいきる」神奈川県協賛「福祉の職場のスーパービジョン」発行 ③社会的養護の下で育つことと私たちのための「大学等進字就学金制度一覧」発行 ⑤介護福祉士人材バンク登録事業を開始 ⑥熊本地震の被災地支援へ職員を派遣 ⑦介護人材の資格取得支援と人材確保を目的とする新たな貸付事業を開始 ⑩保育士の資格取得支援と人材確保を目的とする新たな貸付事業を開始 ⑫社会福祉法改正セミナー開催	神奈川県社協発「福祉の職場のスーパービジョン」発行 神奈川県社協発「福祉の職場の大学等進字就学金制度一覧」発行 神奈川県社協				

年号と主なできごと	区分	全 般	児 童	障 害	高 齢	生活困窮・更生保護	人材確保・育成	
平成30年（2018年） ②③平昌冬季オリンピック、パラリンピック開催 ⑦平成30年7月豪雨、西日本を中心に被害 ⑦IR法（特定複合観光施設区域整備法）成立 ⑧甲子園100回記念大会 ⑨北海道胆振東部地震で震度7	制度・施策等	①厚労省「社会福祉法人による地域における公益的な取り組み」に関する通知発出 ④神奈川県地域福祉支援計画（2018年度～）	③「改正子ども・子育て支援法」公布（4月施行） ⑦厚労省、社会的養育推進計画に関する通知発出	①厚労省「共生型サービスについて」事務連絡発出 ③「第4次障害者基本計画」閣議決定。東京パラリンピックを前にあらゆる面でアクセシビリティを高めることが柱と ⑥「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」公布、施行	②「高齢社会対策大綱」閣議決定。明かながわが高齢者保健福祉計画（2018年度～2020年度）	⑥「生活困窮者自立支援法等改正法」公布（10月施行） ⑫「改正入管法」公布（平成31年4月施行）（外国人在留資格に「特定技能」創設）	⑦横浜、ベトナム3都市および現地大学・職業訓練校との間で、介護人材の受け入れに関する覚書締結	
	その他の福祉動向	①旧厚生保護法下の不妊手術強制をめぐる宮城県内の女性性が国を初提訴 ⑤「2040年を見据えた社会保険の将来見通し（議論の素材）」公表 ⑤全社協「成年後見制度利用促進における社協の権利擁護体制に向けた基本的な方策」とりまとめ	⑤「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」公表 ⑫厚労省「児童虐待防止対策体制総会強化プラン（新プラン）」策定。児童福祉司の増員等明記	厚労省「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」報告書とりまとめ ⑧中央省庁で行われた障害者雇用増しの調査結果を厚労省が発表	⑤横須賀市、終活情報登録伝達事業開始 ⑥介護職員の労働組合「日本介護職員の労働組合」のアンケートで、介護職員の約7割が利用若くは家族からヘルプメント被害にあったことがわかった	⑪全社協「セーフティネット対策における保護施設等の機能強化に関する検討会」報告書（提言）とりまとめ		
	本会の主な取り組み	④「タイヤヤを変えて世の中変えまほウヨウ!!」をタイヤファブスタ（株）、（福）県共同募金会との共同で開始。タイヤ交換サービスの利用で寄付金が入る仕組み。 ⑤神奈川県介護人材確保対策推進フォーラム開催。関係機関・団体が連携協働し、介護人材確保・育成・定着を目指す。 ⑦福祉タイムズが創刊800号。記念特別インタビューを収録。 ⑦平成30年7月豪雨災害で広島県に職員派遣。 ⑫かながわ災害福祉広域支援ネットワーク研修「大規模災害発生時の福祉的支援とは」開催	⑤「改正子ども・子育て支援法」公布（10月施行） ⑥「改正障害者雇用促進法」公布（令和2年4月施行） ⑥「児童福祉法逐条改正法」公布（令和2年4月施行） ⑪「子どもの貧困対策に関する大綱」閣議決定	④かながわ障がい者計画（2019～2023年度） ⑥「改正障害者雇用促進法」公布（令和2年4月施行）	⑥「認知症施策推進大綱」とりまとめ	③県「神奈川県再犯防止推進計画」策定	③法務省「介護分野における特定技能外国人受け入れに関する運用要領」公表。特定技能外国人が従事する業務を拡大 ⑥厚労省省令「令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」公表。地域福祉と包括的支援体制のカリキュラムが新たに加わる	
平成31/令和元年（2019年） ⑤元号が令和に改元 ⑤川崎市でスクールの児童ら20人が被傷 ⑧九州北部大雨災害発生 ⑩令和元年台風第15号災害発生 ⑩消費税率8%から10%に ⑩台風第19号で被害を受けた川崎市・相模原市が県内初めとなる災害ボランティアセンターを開設	制度・施策等	①最高裁、成年後見制度の診断書改定。「本人情報シート」を新たに導入 ④「旧厚生保護法に基づき優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案」公布、施行 ⑫「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」報告書とりまとめ ⑫「全世代型社会保障検討会」中間報告とりまとめ ⑫「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」報告書とりまとめ	②国連子どもの権利委員会が日本政府への勧告を公表。策強化と加害者の厳格な刑事責任追究を要請 ③内閣府「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」報告書とりまとめ ④文科省、全国調査で日本に住む外国人の小中学生のうち約2万人が修学していない可能性が判明	⑨県内初の県営ろう者支援センターが横浜市と藤沢市に開設	③厚労省「介護現場革新新会議基本方針～介護職員と介護サービス利用者のため～」公表。介護現場の特性とマネジメントの重要性とマネジメンの再改善と人材確保・定着促進の2点から課題を整理	②厚労省「生活保護受給者に対する就業支援の在り方に関する研究」報告書とりまとめ ⑥「就職氷河期世代支援プログラム（3年間の集中支援）」策定	⑧福祉医療機構、全国の特養を対象としたアンケート結果公表。若い年代の職員が多い施設では、採用時のマッピング、入職後の教育・バックアップ、定着支援の体制を整える環境という特徴があった。	
	本会の主な取り組み	②「ボランティア・市民活動の今を見つめてーボランティア・市民活動ヒアリング調査報告書」 ③「ボランティア・市民活動の今を見つめてーボランティア・市民活動ヒアリング調査報告書」発行 ④かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が県全域共通で使用できる評価基準を導入 ⑤市区町村社協部会で今後の市町村社協事業推進の在り方、方向性等を検討する「社協・地域福祉事業推進プロジェクト」立ち上げ ⑥県民児童センターが「トライ！福祉・介護ポータルサイト」を開設 ⑦神奈川県社会福祉センターボランティアの地鎮祭を執行 ⑧神奈川県社会福祉センターボランティアの地鎮祭を執行 ⑩相模原市の災害ボランティアセンターへ職員派遣 ⑩「権利擁護制度の利活用支援パンフレット」発行 ⑩台風第19号被害で長野県へ職員派遣	②「ボランティア・市民活動の今を見つめてーボランティア・市民活動ヒアリング調査報告書」 ③「ボランティア・市民活動の今を見つめてーボランティア・市民活動ヒアリング調査報告書」発行 ④かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が県全域共通で使用できる評価基準を導入 ⑤市区町村社協部会で今後の市町村社協事業推進の在り方、方向性等を検討する「社協・地域福祉事業推進プロジェクト」立ち上げ ⑥県民児童センターが「トライ！福祉・介護ポータルサイト」を開設 ⑦神奈川県社会福祉センターボランティアの地鎮祭を執行 ⑧神奈川県社会福祉センターボランティアの地鎮祭を執行 ⑩相模原市の災害ボランティアセンターへ職員派遣 ⑩「権利擁護制度の利活用支援パンフレット」発行 ⑩台風第19号被害で長野県へ職員派遣	②「ボランティア・市民活動の今を見つめてーボランティア・市民活動ヒアリング調査報告書」 ③「ボランティア・市民活動の今を見つめてーボランティア・市民活動ヒアリング調査報告書」発行 ④かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が県全域共通で使用できる評価基準を導入 ⑤市区町村社協部会で今後の市町村社協事業推進の在り方、方向性等を検討する「社協・地域福祉事業推進プロジェクト」立ち上げ ⑥県民児童センターが「トライ！福祉・介護ポータルサイト」を開設 ⑦神奈川県社会福祉センターボランティアの地鎮祭を執行 ⑧神奈川県社会福祉センターボランティアの地鎮祭を執行 ⑩相模原市の災害ボランティアセンターへ職員派遣 ⑩「権利擁護制度の利活用支援パンフレット」発行 ⑩台風第19号被害で長野県へ職員派遣	②「ボランティア・市民活動の今を見つめてーボランティア・市民活動ヒアリング調査報告書」 ③「ボランティア・市民活動の今を見つめてーボランティア・市民活動ヒアリング調査報告書」発行 ④かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が県全域共通で使用できる評価基準を導入 ⑤市区町村社協部会で今後の市町村社協事業推進の在り方、方向性等を検討する「社協・地域福祉事業推進プロジェクト」立ち上げ ⑥県民児童センターが「トライ！福祉・介護ポータルサイト」を開設 ⑦神奈川県社会福祉センターボランティアの地鎮祭を執行 ⑧神奈川県社会福祉センターボランティアの地鎮祭を執行 ⑩相模原市の災害ボランティアセンターへ職員派遣 ⑩「権利擁護制度の利活用支援パンフレット」発行 ⑩台風第19号被害で長野県へ職員派遣	②「ボランティア・市民活動の今を見つめてーボランティア・市民活動ヒアリング調査報告書」 ③「ボランティア・市民活動の今を見つめてーボランティア・市民活動ヒアリング調査報告書」発行 ④かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が県全域共通で使用できる評価基準を導入 ⑤市区町村社協部会で今後の市町村社協事業推進の在り方、方向性等を検討する「社協・地域福祉事業推進プロジェクト」立ち上げ ⑥県民児童センターが「トライ！福祉・介護ポータルサイト」を開設 ⑦神奈川県社会福祉センターボランティアの地鎮祭を執行 ⑧神奈川県社会福祉センターボランティアの地鎮祭を執行 ⑩相模原市の災害ボランティアセンターへ職員派遣 ⑩「権利擁護制度の利活用支援パンフレット」発行 ⑩台風第19号被害で長野県へ職員派遣	②「ボランティア・市民活動の今を見つめてーボランティア・市民活動ヒアリング調査報告書」 ③「ボランティア・市民活動の今を見つめてーボランティア・市民活動ヒアリング調査報告書」発行 ④かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が県全域共通で使用できる評価基準を導入 ⑤市区町村社協部会で今後の市町村社協事業推進の在り方、方向性等を検討する「社協・地域福祉事業推進プロジェクト」立ち上げ ⑥県民児童センターが「トライ！福祉・介護ポータルサイト」を開設 ⑦神奈川県社会福祉センターボランティアの地鎮祭を執行 ⑧神奈川県社会福祉センターボランティアの地鎮祭を執行 ⑩相模原市の災害ボランティアセンターへ職員派遣 ⑩「権利擁護制度の利活用支援パンフレット」発行 ⑩台風第19号被害で長野県へ職員派遣	

年号と主なできごと	区分	全般	児童	障害	高齢	生活困窮・更生保護	人材確保・育成
令和2年（2020年） ①WHOが新型コロナウイルスの緊急事態を宣言 ②全国の小中学校で臨時休校 ③緊急事態宣言発令 ④令和2年7月豪雨災害発生。熊本県を中心に被害 ⑤菅内閣発足	制度・施策等	⑥「社会福祉法等の一部改正法」公布（令和3年4月施行）「重層的支援体制整備事業」が新設 ⑦内閣府、災害ボランティアセンター結成の一部を災害救助法の国庫負担対象とする通知発出 ⑧厚生省が民生委員児童委員改選の結果公表。充足率は95.2% ⑨全社協「福祉ビジョン2020」公表 ⑩厚生省「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」策定 ⑪全社協「権利擁護支援体制全国ネット」開設	③厚生省「医療的ケア児等受入加算」新設。児童養護施設や乳児院等の高機能化を促す ④かながわ子どもみらいプラン（2020年度～2024年度）	③「障害者福祉サービス事業所等における第三者認証の実施についての一部改正」発出 ②厚生省「障害児入所施設における方に関する検討会最終報告書」とりまとめ公表 ⑦厚生省、障害者雇用の取り組みが優良な中小事業主の認定マークのデザイン決定	③「高齢者福祉サービス事業所等における第三者認証の実施についての一部改正」発出 ⑩厚生省「介護現場における感染対策の手引き」公表		
	その他の福祉動向						
	本会の主な取り組み	②「身寄りのない人等のエンディングサポポートに関する調査報告書」発行 ③コロナ禍の影響を踏まえた「生活福祉資金貸付制度における特例貸付」の受付開始 ⑤「社会福祉施設等派遣職員派遣等調整事業(県委託)」について、派遣要請があった場合のマッチング業務等を開始 ⑤老人福祉施設協議会、児童福祉施設協議会は「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対策について」をそれぞれ県に提出し、感染発生後の対応等の迅速な情報共有と衛生物品の優先的確保を要望 ⑩令和2年度政策提言集発行。コロナ禍における提言と地域共生社会に関する提言を掲載 ⑩「県民児童福祉基金」と子ども福祉基金」を統合し、「萬谷子ども福祉基金」を設置 ⑪経営者部会「地域社会貢献活動」ホームページ開設。県内法人の公益的活動について情報を集約					

参 考：全社協「福祉ビジョン2020」（令和2年2月）
 本 会「福祉タイムズ」
 全社協「政策動向」

参考資料 4

計画の策定体制と経過

1. 策定体制

(1) 県社協計画推進委員会

① 委員名簿

(2021(令和3)年3月時点) ◎委員長、○副委員長

No.	所属・職名	氏 名
	選出区分	
1	社会福祉法人藤嶺会理事長	西 山 宏二郎
	経営者部会	
2	すぎな会愛育寮施設長	川 合 明 子
	施設部会	
3	神奈川県民生委員児童委員協議会	三 觜 壽 則
	民生委員児童委員部会	
4	社会福祉法人秦野市社会福祉協議会会長	○藤 村 和 静
	市町村社協部会	
5	神奈川県手をつなぐ育成会会長	植 松 みさご
	第2種・第3種正会員連絡会	
6	ユッカの会代表	中 和 子
	ボランティア・市民活動関係者	
7	淑徳大学総合福祉学部准教授	◎山 下 興一郎
	学識経験者	
8	本会常務理事	石 黒 敬 史
	学識経験者	

② 開催経過

	日 程	主な検討事項
第1回	平成31年2月28日	○活動推進計画期間の延長について
第2回	令和元年12月16日	○次期活動推進計画について より強化・充実する取り組み等
第3回	令和2年2月19日	○次期活動推進計画(案)の策定について(文書審議)
第4回	6月30日	○基本目標、重点課題について 等
第5回	11月18日	○計画事業・実施事業について、進行管理と事業評価について
第6回	令和3年2月9日	○事業間の連携について

(2) 県社協次期活動推進計画策定小委員会

① 委員名簿

(2021(令和3)年3月時点)

No.	所 属	氏 名
1	常務理事	石 黒 敬 史
2	事務局長兼総務企画部長	新 井 隆
3	総務企画部特命担当部長	神 永 知 子
4	地域福祉推進部長	渡 邊 朋 子
5	地域福祉推進部参事	杉 浦 幸 信
6	福祉サービス推進部長	寺 島 隆 之
7	権利擁護推進部参事	小 野 真由美
8	かながわ福祉人材研修センター所長	本 間 智恵子

② 開催経過

回 数	日 程	主な検討事項
第1回	令和元年10月8日	○次期活動推進計画の構成について
第2回	12月3日	○次期活動推進計画の概要、重点課題について
第3回	令和2年3月2日	○基本目標、推進の視点、推進項目、重点課題について
第4回	3月24日	○重点課題、会員との協働の考え方、事務局体制について
第5回	6月2日	○重点課題、推進項目、会員との協働の考え方について
第6回	6月16日	○重点課題、推進項目、会員との協働の考え方について
第7回	10月6日	○進行管理と事業評価、計画事業・実施事業について

(3) 計画策定ワーキングチーム

各課長によるワーキングチーム（全8回開催）

(4) 事業検討チーム

各担当選出の職員による事業の検討（全2回開催）

2. 次期活動推進計画骨子（案）についての意見募集

- 募集期間：2020(令和2)年8月13日～8月31日
- 募集方法：本会ホームページ並びに機関紙「福祉タイムズ」での周知、郵送による周知
(本会役員並びに部会・連絡会関係者)
- 受付意見数：37件
- 募集結果の公表：本会ホームページにて公表

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（令和３年度～５年度）

令和３年３月

発 行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

総務企画部 企画調整・情報提供担当

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡４-２ 神奈川県社会福祉会館内

TEL：045-311-1423 FAX：045-312-6302

E-mail：kikaku@knsyk.jp URL: <http://www.knsyk.jp/>

